



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 28 年 10 月

佐 賀 県 人 事 委 員 会

人 委 第 5 2 4 号
平成28年10月11日

佐賀県議会議長 中 倉 政 義 様

佐 賀 県 知 事 山 口 祥 義 様

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 県職員の給与に関する報告	1
1 県職員の給与等	1
2 民間給与の状況	2
3 県職員の給与と民間給与との比較	4
4 県職員と国家公務員との比較	5
5 物価及び生計費	5
6 人事院の報告及び勧告	6
7 獣医師の処遇	7
8 教職員の給与	7
9 むすび	7
(1) 本年の県職員の給与	7
(2) 扶養手当の改定	10
(3) 再任用職員の給与	10
(4) 獣医師の処遇改善	11
(5) 教職員の給与	11
(6) 給与勧告実施の要請	11
(参考)	
1 人事院の報告及び勧告の概要	12
2 平成27年地方公務員給与実態調査結果の概要	17
別紙第2 県職員の給与に関する勧告	19
別紙第3 公務運営に関する報告	53
1 多彩で優秀な人材の確保・育成	54
2 能力・実績に基づく人事評価制度の整備・活用	57
3 勤務環境の整備	57
4 雇用と年金の接続及び再任用制度	63
5 服務規律の確保	64

別紙第1

県職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、県職員（佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の適用を受ける職員をいう。）、民間事業所の従業員並びに国及び他都道府県の職員の給与等、県職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ったが、その概要は次のとおりである。

1 県職員の給与等

(1) 職員数・職員構成等

県職員（臨時的任用職員、再任用職員、任期付職員及び任期付研究員を除く。以下1・2・3において同じ。）の本年4月1日における在職者は、12,331人である。これら県職員の平均年齢は43歳9月、男女別構成は男61.5%、女38.5%、学歴別構成は大学卒81.4%、短大卒6.2%、高校卒12.4%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第1表・第2表参照）。

項目		年月	
		平成28年4月	平成27年4月
職員数		3,343人	3,368人
平均年齢		43歳2月	43歳4月
平均在職年数		19年7月	19年11月
平均経験年数		21年1月	21年3月
学歴別 構成比	大学卒	71.8%	70.7%
	短大卒	4.0%	4.2%
	高校卒	24.3%	25.1%
	中学卒	—	0.0%
男女別 構成比	男	73.1%	73.7%
	女	26.9%	26.3%

(注) 学歴は、給与決定上の基準学歴区分による。

(2) 給与

県職員は、本年4月において、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、高等学校等教育職、中学校・小学校教育職及び公安職の8種類の給料表のいずれかの適用を受けているが、これら全職員の平均給与月額、給料月額352,714円、給料の調整額1,419円、教職調整額7,392円、扶養手当9,943円、地域手当264円、住居手当4,924円、通勤手当8,102円、管理職手当5,500円、左記以外の手当5,135円、計395,393円となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次表のとおりである（報告資料第3表・第4表参照）。

なお、人材確保に与える影響が大きい初任給については、行政職の場合、採用試験の区分ごとに、大学卒業程度が179,900円、短期大学卒業程度が160,200円、高等学校卒業程度が147,200円となっている。

項目 \ 年月	平成28年4月	平成27年4月
給料月額	335,271円	336,382円
給料の調整額	786円	946円
扶養手当	10,986円	11,439円
地域手当	637円	595円
住居手当	5,390円	5,013円
通勤手当	9,261円	9,132円
管理職手当	8,276円	8,298円
上記以外の手当	1,441円	1,238円
計	372,048円	373,043円

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所346事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した150事業所を対象に、人事院と共同で「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者5,142人（昨年4,864人）について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。同時に、各民間企業における給与改定の状況等についても調査した（報告資料第19表～第28表参照）。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

なお、職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査に対する民間事業所の理解・協力をいただき、本年も92.7%（139事業所）と高いものとなっている。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(初任給の状況)

新規学卒者（事務員・技術者）の採用を行った事業所は、大学卒で19.8%（昨年22.9%）、高校卒で21.5%（同17.6%）となっている。そのうち大学卒では、25.9%（同21.8%）の事業所で初任給を増額、74.1%（同78.2%）の事業所で初任給を据え置き、高校卒では、19.5%（同37.7%）の事業所で初任給を増額、80.5%（同62.3%）の事業所で初任給を据え置いている。

なお、新規学卒者（事務員・技術者）の初任給の平均額は、大学卒で188,750円（昨年186,003円）、高校卒で151,217円（同148,279円）となっている（報告資料第20表・第23表参照）。

(給与改定の状況)

民間事業所においては次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は27.3%（昨年36.7%）と昨年に比べて減少し、ベースアップを中止した事業所の割合は8.7%（同6.5%）と昨年に比べて増加した。なお、ベースダウンを実施した事業所（同0.5%）はなかった。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン実施	ベースアップ の慣行なし
係員	27.3 (36.7)	8.7 (6.5)	— (0.5)	64.0 (56.3)
課長級	24.6 (31.7)	8.8 (7.5)	— (0.5)	66.6 (60.3)

(注) () 内は平成27年調査での数値である。

また、次表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.8%となっており、昨年（84.0%）に比べ増加している。昇給額については、昨年に比べ増額した事業所の割合は27.5%（昨年35.2%）、減額した事業所の割合は8.0%（同3.2%）となっている。

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		91.6 (85.4)	90.8 (84.0)	27.5 (35.2)	8.0 (3.2)	55.3 (45.6)	0.8 (1.4)	8.4 (14.6)
課 長 級		80.9 (78.3)	80.2 (75.9)	26.6 (31.9)	5.4 (0.6)	48.2 (43.4)	0.8 (2.4)	19.1 (21.7)

- (注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 定期昇給実施の内訳である「増額」、「減額」、「変化なし」とは、昨年実績に比べての変化を示すものである。
 3 () 内は平成27年調査での数値である。

3 県職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種（事務・技術関係）の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の本年4月時点における諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレス方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均 237 円 (0.06%) 上回っている。

民間事業従事者と県職員（行政職）との給与比較

民間給与(A)	県職員給与(B)	較差 (A)-(B) (円) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$ (%)
368,803 円	369,040 円	△237 円 (△0.06%)

- (注) 本年度の新規採用者及び教育職員から転任した指導主事等は除外した。
 県職員給与(B)の内訳等は、報告資料第5表参照。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額に相当している。

民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下半期（A1）	329,488円
	上半期（A2）	328,911円
特別給の支給額	下半期（B1）	714,950円
	上半期（B2）	707,802円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.17月分
	上半期（B2/A2）	2.15月分
	年間計	4.32月分

（注）下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは平成28年2月から7月までの期間をいう。
備考 県職員の場合、現行の支給割合は、4.20月分である。

4 県職員と国家公務員との比較

総務省の平成27年地方公務員給与実態調査（平成27年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.6（全国27位、九州4位）となっている（各都道府県のラスパイレス指数の状況は、（参考）2のとおり。）。

なお、本年4月1日時点でのラスパイレス指数を、本年の国家公務員給与等実態調査の結果を用いて本委員会が試算したところ、100.5となった。

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省調査による本年4月の消費者物価指数は、前年同月に比べ全国では0.3%減、佐賀市では0.2%増となっている（報告資料第29表参照）。

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の「家計調査」における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月における佐賀市の標準生計費は、2人世帯では171,070円（全国170,520円）、3人世帯では192,360円（同196,470円）、4人世帯では213,660円（同222,440円）となっている（報告資料第30表参照）。

なお、上記勤労者世帯分の佐賀市における本年4月の標本調査世帯数は41世帯となっている。

6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告及び勧告を行った（報告及び勧告の骨子は、（参考）1のとおり。）。

(1) 本年の給与改定

本年4月の月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均708円(0.17%)上回ることとなり、昨年引き続き月例給の引上げが勧告された。月例給の改定については、俸給表の水準を平均0.2%引き上げることとされた。これに伴い、初任給調整手当についても所要の改定を行うこととされた。

また、給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置額を受ける職員については、俸給表の引上げ改定を行っても実際に支給される額は増加しないため、民間給与との較差がなお残ることとなる。この較差を解消するため、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、同見直しにおいて平成29年度以降に予定していた本府省業務調整手当の手当額の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとされた。

特別給については、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して、昨年引き続き民間事業所の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回っていたため、0.1月分引き上げ、その引上げ分は勤勉手当に配分することが勧告された。

(2) 給与制度の総合的見直し

国家公務員給与における諸課題に対応するため、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが本格的に実施されている。

本年においては、4月に実施されている諸手当の改定のほか、前述のとおり本年4月1日から本府省業務調整手当の支給割合の改定を行うとともに、平成29年4月1日からは、支給割合をさらに引き上げることとされた。

(3) 配偶者に係る扶養手当の見直し

配偶者に係る扶養手当については、手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額することとされた。一方で、子に係る扶養手当については、子に要する経費の実情や、少子化対策が推進されていることを考慮し、手当額の引上げを行うこととされた。

配偶者に係る手当の減額については、受給者への影響をできるだけ少なくする観点

から、段階的に実施することとされ、それによって生ずる原資の範囲内で、子に係る手当額の引上げを行うこととされた。

(4) その他

上記に掲げる事項以外にも、本年の人事院報告においては、再任用職員の勤勉手当について「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定することとされた。

7 獣医師の処遇

本県においては、平成23年4月から、人材確保のため獣医師に対する初任給調整手当を支給することとした。その支給額及び支給期間は、当時の他県の状況を踏まえ、他県と同程度の給与水準を確保できるように設定したところである。

制度を導入してから5年が経過したことから現在の九州他県の状況を見ると、この間に支給期間を15年間に延長し、支給額の据置期間を10年間設けたうえで、支給額の通減期間を短縮する等の見直しを行った県が大勢となった。この結果、現在の本県における同手当の通算支給額は、他県に比べて低い水準にある。

8 教職員の給与

教職員の給与については、国において、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じた教員給与体系の確立に向けて検討が進められている。また、平成29年度の文部科学省予算概算要求においては、メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動指導業務に係る手当を引き上げる等の方針が示されている。

9 むすび

本委員会は、県職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行った結果、県職員の給与について次のような措置が必要であると考えます。

(1) 本年の県職員の給与

月例給については、前記3(1)及び4のとおり、県職員の月例給与が民間給与を237円(0.06%)と、わずかではあるが上回っている。加えて、本年4月1日時点でのラ

スパイレス指数を試算したところ 100.5 となり、県職員が国家公務員を上回っている。このため、月例給については、民間給与との較差を解消するため、引下げ改定を行う必要があると判断した。

特別給については、前記 3 (2) のとおり、県職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を 0.12 月下回っていた。このため、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を 0.1 月分引き上げる必要があると判断した。

なお、具体的に改定すべき事項は、次のとおりである。

ア 給料表

(行政職給料表)

民間給与との比較を行っている行政職給料表について、全号給において 0.065% 引き下げる必要がある。

なお、再任用職員の給料月額についても、この取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(行政職給料表以外の給料表)

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。ただし、医療職給料表(一)については、医師及び歯科医師の処遇を確保するため、国の俸給表に準じた改定とする。

(給与制度の総合的見直しに伴う経過措置額)

給料表の引下げ改定を行うことに伴い、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 26 年佐賀県条例第 78 号)附則第 7 条及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 26 年佐賀県条例第 83 号)附則第 7 条の規定による給料(以下「経過措置額」という。)の算定基礎額となる額については、経過措置額が平成 27 年 4 月から実施された「給与制度の総合的見直し」における給料表の制度的引下げに伴う激変緩和措置として設けられたことに鑑みると、総合的見直し前の額を公民較差の解消のための給与引下げが行われる場合においても保障する性質のものではないと考えられることから、給料表の引下げ改定に伴い引き下げることにする。その対象は、今回の改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員とし、引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に 100 分の 99.935(民間給与との較差、給料表の引下げ改定幅等を考慮して算出した割合)を乗じて得た額とする。

イ 初任給調整手当

人事院は、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、引き上げる旨の勧告を行ったところである。

本県における医師及び歯科医師の初任給調整手当は、公務に必要な医師等の確保を容易にするため初任給水準の調整として措置されているものであり、医療職給料表（一）の改定に合わせて支給額を改定してきている。本年は同給料表について、国の俸給表に準じた改定を行うことから、同手当についても所要の改定を行う必要がある。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支給された民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、年間4.30月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

エ 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、県職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための佐賀県職員給与条例等の規定は、県職員と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を講ずることとした上で、この改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施する必要がある。

県職員と民間の給与は本年4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で県職員と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものであると考える。

この調整については、本年12月期の期末手当において行うこととし、同手当の額において、民間給与との較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずる必要がある。

具体的な調整方法としては、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目のうち、給料及び給料の改定に伴い額が増減する給与の合計額に給料表の改定率（ $\Delta 0.065\%$ ）を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額に給料表の改定率を乗じて得た額とを合算した額を基にして調整する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表適用者についても、国に準じて改定を行う

医療職給料表(一)の適用者を除き、行政職給料表適用者と同様の調整を行う必要がある。

医療職給料表(一)の改定については、医師及び歯科医師の処遇を確保するため国の俸給表に準じた改定を行うものであることから、本年4月に遡及して実施する必要がある。

(2) 扶養手当の改定

扶養手当については、前述のとおり人事院において、手当をめぐる状況の変化や子に要する経費の実情等を踏まえ、手当額の見直しが勧告されたところである。本県の扶養手当制度はこれまで国家公務員の制度との均衡を基本としてきたところであり、以下のとおり、本県においても民間事業所の状況や県職員の状況についても考慮したうえで検討を行った。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果を見ると、83.3%の事業所が家族手当制度を有し、そのうち97.2%の事業所が配偶者に家族手当を支給している。また、配偶者に家族手当を支給する事業所のうち、78.7%の事業所では手当の支給要件として配偶者の収入による制限が設けられている。

他方で、配偶者に係る手当について、見直し予定があるとする事業所が5.5%あるほか、税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向等によっては、見直すことを検討するとする事業所も10.7%ある。県職員についてみると、配偶者が扶養親族に含まれる職員の割合は24.9%(平成27年は25.8%)と減少傾向にあり、また配偶者のみを扶養親族とする職員の割合も6.29%(平成27年は6.57%)と減少傾向にある。

このような配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等が本県において生じていること、これまで本県の扶養手当制度は国家公務員の制度との均衡を基本としていること、及び本県において「子育てし大県さが」として子育て環境の改善に取り組んでいることに鑑みると、本県においても扶養手当の見直しが必要と考えられる。

このため、本県においても、国家公務員における改定に準じ、配偶者に係る扶養手当の額を引き下げるとともに、子に係る扶養手当の額を引き上げる改定を行う必要がある。

(3) 再任用職員の給与

再任用職員の給与について、本年の人事院の報告では、前述のとおり、再任用職員の勤勉手当について「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定することとされたところである。

本委員会においても、本県の人事評価制度の運用状況を踏まえながら、任命権者における今後の再任用制度の運用状況にも留意するとともに、引き続き、民間の再雇用者の給与の動向並びに国及び他の都道府県の動向を注視し、再任用職員の給与

の在り方について必要な検討を行っていくこととする。

(4) 獣医師の処遇改善

現在の本県の獣医師に対する初任給調整手当の通算支給額は、九州他県と比べて低い水準にあり、人材確保の観点から他県と同程度の支給水準を確保するため、初任給調整手当の支給期間を延長し、支給額の据置期間を設け、支給額の逡減期間を短縮する給与面の改善を行う必要がある。

(5) 教職員の給与

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、メリハリある給与体系の確立に向けて検討が進められている。

本県においても、国の検討状況等を注視しつつ、メリハリある給与体系を実現すべく引き続き検討していく必要がある。

(6) 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成18年度の給与構造改革以降、県職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

本年の勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、月例給は引き下げ、特別給は引き上げることが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割にご理解をいただき、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

職員においては、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めてもらいたい。

(参考)

1 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

それらの概要は次のとおりである。

(参考1-1) 給与勧告の骨子 (13~14頁)

(参考1-2) 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子 (15頁)

(参考1-3) 公務員人事管理に関する報告の骨子 (16頁)

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査(完了率 87.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]
[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月(公務の支給月数 4.20月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ
(係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
28年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.80月(支給済み)	0.90月(現行0.80月)
29年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

・月例給：平成28年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額 \times 5.5%相当額に、係員級は同 \times 3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

(参考 1 - 2)

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年 1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

(参考 1 - 3)

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

2 平成27年地方公務員給与実態調査結果の概要

総務省が実施した平成27年地方公務員給与実態調査（平成27年4月1日現在）の結果のうち、都道府県のラスパイレス指数の状況は、次のとおりである。

都道府県のラスパイレス指数の状況（平成27年）

番号	都道府県名	ラスパイレス指数
1	北海道	95.8
2	青森県	97.8
3	岩手県	98.6
4	宮城県	99.7
5	秋田県	101.4
6	山形県	100.8
7	福島県	100.9
8	茨城県	100.7
9	栃木県	100.8
10	群馬県	101.2
11	埼玉県	100.7
12	千葉県	100.5
13	東京都	100.5
14	神奈川県	104.1
15	新潟県	100.1
16	富山県	98.3
17	石川県	100.1
18	福井県	99.6
19	山梨県	100.6
20	長野県	98.1
21	岐阜県	98.7
22	静岡県	102.7
23	愛知県	100.9
24	三重県	100.9
25	滋賀県	100.7

番号	都道府県名	ラスパイレス指数
26	京都府	99.6
27	大阪府	100.7
28	兵庫県	98.5
29	奈良県	99.7
30	和歌山県	99.2
31	鳥取県	91.8
32	島根県	97.6
33	岡山県	99.7
34	広島県	99.8
35	山口県	100.7
36	徳島県	99.2
37	香川県	97.6
38	愛媛県	98.9
39	高知県	98.2
40	福岡県	100.8
41	佐賀県	99.6
42	長崎県	98.1
43	熊本県	100.8
44	大分県	99.8
45	宮崎県	97.3
46	鹿児島県	97.0
47	沖縄県	98.9

※「平成27年地方公務員給与実態調査」より

（注1）ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

（注2）財政事情等による給料削減を実施している地方公共団体については、削減後の給料額によりラスパイレス指数を算出している。

別紙第2

県職員の給与に関する勧告

本委員会は、別紙第1の報告の結果に基づき、次の事項を実現するため、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）、佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）を改正することを勧告する。

1 佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を413,800円とすること。

イ 勤勉手当

(ア) 再任用職員以外の職員

a 平成28年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を0.9月分（特定幹部職員にあっては、1.1月分）とすること。

b 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（特定幹部職員にあっては、1.05月分）とすること。

(イ) 再任用職員

a 平成28年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を0.425月分（特定幹部職員にあっては0.525月分）とすること。

b 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分（特定幹部職員にあっては0.5月分）とすること。

ウ 扶養手当

(ア) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(イ)において

「特定職員」という。)にあっては、3,500円)とし、子に係る手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、佐賀県職員給与条例第8条第4項及び佐賀県公立学校職員給与条例第10条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき10,000円とすること。

(イ) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。

(ウ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

(エ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する者として人事委員会規則で定める職員に対しては、扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこととすること。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第78号)及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第83号)の改正

平成27年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(この改定の実施の日において医療職給

料表（一）の適用を受ける職員、任期付研究員（第1号任期付研究員でその給料の号給が6号給であるものを除く。）又は特定任期付職員でその給料の号給が1号給から6号給までであるもの（以下「減額改定対象外職員」という。）を除く職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.935を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（佐賀県職員給与条例附則第9項及び佐賀県公立学校職員給与条例附則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあつては、50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を給料として支給すること。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日である時は、その日）から実施すること。ただし、1の(1)のうち医療職給料表（一）の改定及び(2)のアについては平成28年4月1日から、1の(2)のイの(ア)のa及び(イ)のa、2の(2)のア並びに3の(2)のアについては平成28年12月1日から、1の(2)のイの(ア)のb及び(イ)のb並びにウ、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては平成29年4月1日から実施すること。

(2) 平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成28年12月に支給する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例第17条の規定その他の期末手当に係る規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

ア 平成28年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は減額改定対象外職員からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額の合計

額に 100 分の 0.065 を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 イ 平成 28 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.065 を乗じて得た額

(3) 扶養手当の月額等の特例措置

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の額は、1 の(2)のウにかかわらず、次の表のとおりとすること。ただし、職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当の月額については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までは子にあっては 10,000 円とし、子以外の扶養親族にあっては 9,000 円とすること。

扶養手当に係る扶養親族	扶養手当を受けている職員	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
配偶者	行政職給料表 7 級以下	10,000 円	6,500 円	6,500 円
	行政職給料表 8 級	10,000 円	6,500 円	3,500 円
	行政職給料表 9 級	10,000 円	6,500 円	3,500 円
子	行政職給料表 1 級から 9 級まで	8,000 円	10,000 円	10,000 円
配偶者及び子以外の扶養親族	行政職給料表 7 級以下	6,500 円	6,500 円	6,500 円
	行政職給料表 8 級	6,500 円	6,500 円	3,500 円
	行政職給料表 9 級	6,500 円	6,500 円	3,500 円

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職員以 外の職 員	1	142,500	193,600	230,400	264,400	291,200	322,000	367,000	413,300	464,400
	2	143,700	195,400	231,900	266,500	293,400	324,200	369,700	415,700	467,500
	3	144,900	197,200	233,500	268,300	295,800	326,600	372,200	418,300	470,600
	4	146,000	199,100	235,100	270,400	298,000	328,800	374,900	420,700	473,600
	5	147,100	200,700	236,600	272,400	300,100	331,100	377,000	422,600	476,700
	6	148,300	202,500	238,400	274,300	302,400	333,200	379,500	425,000	479,700
	7	149,400	204,400	239,900	276,300	304,800	335,400	381,900	427,100	482,800
	8	150,500	206,200	241,500	278,500	307,100	337,700	384,400	429,300	485,900
	9	151,600	207,900	243,000	280,600	309,200	339,800	386,800	431,400	488,700
	10	153,000	209,800	244,600	282,700	311,600	342,000	389,600	433,500	491,800
	11	154,400	211,600	246,200	284,800	313,800	344,200	392,200	435,600	494,900
	12	155,700	213,400	247,700	286,900	316,200	346,400	395,000	437,800	498,000
	13	157,000	214,800	249,300	289,000	318,400	348,400	397,400	439,500	500,800
	14	158,500	216,700	250,800	291,100	320,500	350,500	399,800	441,300	503,100
	15	160,100	218,400	252,200	293,100	322,800	352,600	402,000	443,400	505,500
	16	161,700	220,200	253,600	295,300	324,900	354,600	404,400	445,400	507,800
	17	163,000	222,000	255,200	297,300	327,000	356,600	406,300	447,300	509,900
	18	164,500	223,700	257,000	299,400	329,100	358,600	408,300	449,200	511,400
	19	166,100	225,300	258,700	301,500	331,200	360,400	410,200	451,000	512,900
	20	167,600	227,000	260,600	303,500	333,300	362,300	412,100	452,700	514,300
	21	169,000	228,500	262,300	305,700	335,300	364,400	414,000	454,500	515,500
	22	171,800	230,200	264,100	307,800	337,400	366,300	415,800	456,100	516,900
	23	174,400	231,700	266,000	309,800	339,500	368,300	417,600	457,500	518,500
	24	177,100	233,400	267,700	312,000	341,600	370,300	419,600	459,000	520,000
	25	179,800	234,800	269,700	313,800	343,200	372,300	421,400	460,400	521,100
	26	181,500	236,300	271,700	316,000	345,200	374,200	422,900	461,800	522,200
	27	183,300	237,900	273,500	318,100	347,100	376,300	424,500	463,100	523,500
	28	185,000	239,200	275,400	320,100	349,000	378,300	426,100	464,300	524,700
	29	186,500	240,500	277,200	322,200	350,800	379,800	427,700	465,300	525,700
	30	188,400	241,700	279,100	324,200	352,700	381,700	429,000	466,000	526,600
	31	190,200	242,800	281,000	326,300	354,600	383,500	430,300	466,800	527,500
	32	191,900	244,100	282,900	328,500	356,500	385,000	431,600	467,500	528,400
	33	193,600	245,400	284,600	330,000	358,400	386,800	432,800	468,300	529,200
	34	195,100	246,700	286,500	332,000	360,200	388,300	434,100	469,100	530,200
	35	196,600	247,900	288,400	334,000	362,100	389,800	435,400	469,800	530,900
	36	198,100	249,300	290,300	336,100	363,800	391,400	436,700	470,400	531,400
	37	199,500	250,300	292,000	338,000	365,200	392,800	437,900	470,900	532,100
	38	200,800	251,700	293,800	340,000	366,600	394,100	438,700	471,500	532,700
	39	202,100	253,200	295,600	342,000	368,000	395,300	439,500	472,100	533,500
	40	203,400	254,800	297,400	344,000	369,400	396,400	440,300	472,700	534,100

41	204,800	256,200	299,200	345,900	370,700	397,500	440,900	473,200	534,600
42	206,100	257,600	300,900	347,800	371,600	398,700	441,600	473,700	
43	207,400	259,000	302,600	349,700	372,800	400,000	442,300	474,200	
44	208,700	260,500	304,200	351,600	373,900	401,100	443,100	474,500	
45	210,000	261,700	306,000	353,100	374,700	401,800	443,900	474,800	
46	211,300	263,000	307,700	354,500	375,600	402,500	444,700		
47	212,600	264,400	309,300	356,100	376,500	403,200	445,100		
48	213,900	265,900	311,100	357,600	377,500	403,900	445,800		
49	215,000	267,200	312,300	359,200	378,400	404,500	446,300		
50	216,200	268,300	313,800	360,000	379,200	405,100	446,700		
51	217,200	269,600	315,300	361,300	380,000	405,700	447,100		
52	218,300	270,900	317,000	362,300	380,800	406,100	447,500		
53	219,400	272,100	318,600	363,200	381,500	406,500	447,900		
54	220,400	273,200	320,200	364,300	382,200	406,800	448,300		
55	221,400	274,500	321,900	365,200	382,900	407,100	448,700		
56	222,400	275,800	323,400	366,400	383,700	407,400	449,100		
57	223,100	277,000	324,900	367,300	384,200	407,700	449,400		
58	224,000	278,000	326,100	368,000	384,700	408,000	449,800		
59	224,900	279,100	327,400	368,700	385,300	408,300	450,100		
60	225,800	280,200	328,600	369,400	386,000	408,600	450,400		
61	226,600	281,400	329,300	369,800	386,400	408,900	450,700		
62	227,600	282,500	330,200	370,400	387,100	409,200			
63	228,500	283,400	331,000	371,100	387,700	409,500			
64	229,400	284,400	331,800	371,900	388,300	409,800			
65	230,100	285,200	332,800	372,200	388,800	410,100			
66	230,900	286,100	333,200	372,900	389,400	410,400			
67	231,800	286,800	333,900	373,600	390,000	410,700			
68	233,000	287,700	334,700	374,300	390,600	411,000			
69	233,800	288,800	335,500	374,600	391,000	411,200			
70	234,500	289,600	336,200	375,200	391,500	411,500			
71	235,200	290,400	336,900	375,900	392,000	411,900			
72	236,000	291,200	337,600	376,500	392,600	412,200			
73	236,800	292,000	338,100	376,800	392,900	412,400			
74	237,500	292,500	338,800	377,500	393,300	412,700			
75	238,300	292,900	339,300	378,200	393,700	413,000			
76	239,000	293,400	339,900	378,800	394,200	413,200			
77	239,700	293,600	340,200	379,200	394,500	413,400			
78	240,500	294,000	340,700	379,700	394,800				
79	241,300	294,200	341,100	380,300	395,100				
80	242,100	294,600	341,600	380,800	395,400				
81	242,800	294,800	342,000	381,300	395,600				
82	243,600	295,000	342,500	381,900	395,900				
83	244,300	295,400	343,000	382,400	396,200				
84	245,000	295,700	343,500	382,700	396,400				

85	245,700	296,000	343,800	383,200	396,600				
86	246,400	296,300	344,300	383,700	396,900				
87	247,100	296,600	344,800	384,100	397,200				
88	247,800	297,000	345,200	384,400	397,400				
89	248,500	297,300	345,500	384,800	397,600				
90	249,100	297,700	345,900	385,300	397,900				
91	249,600	298,000	346,400	385,700	398,200				
92	250,100	298,400	346,800	386,100	398,400				
93	250,400	298,500	347,000	386,400	398,600				
94		298,700	347,400	386,900					
95		299,200	347,900	387,300					
96		299,600	348,300	387,700					
97		299,800	348,400	388,000					
98		300,100	348,900	388,600					
99		300,500	349,300	389,000					
100		300,900	349,700	389,400					
101		301,100	350,000	389,700					
102		301,400	350,400						
103		301,800	350,800						
104		302,100	351,200						
105		302,300	351,700						
106		302,600	352,100						
107		303,000	352,500						
108		303,300	352,900						
109		303,500	353,400						
110		303,900	353,800						
111		304,300	354,100						
112		304,600	354,400						
113		304,800	354,900						
114		305,100							
115		305,400							
116		305,800							
117		306,000							
118		306,200							
119		306,500							
120		306,800							
121		307,200							
122		307,400							
123		307,700							
124		308,000							
125		308,300							
再任用 職員	186,800	214,400	258,500	278,200	293,600	318,800	361,200	394,800	446,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	166,100	182,000	209,000	249,600	294,500	321,900	350,600	386,100	428,200
	2	167,800	183,800	211,100	251,400	296,700	324,100	352,800	388,400	430,000
	3	169,600	185,600	213,100	253,200	298,800	326,400	355,100	390,500	432,000
	4	171,400	187,500	215,100	255,100	301,200	328,700	357,400	392,600	433,900
	5	172,900	189,400	217,200	256,800	303,100	331,000	359,500	394,600	435,300
	6	174,800	191,700	219,200	258,600	305,400	333,300	361,600	396,600	437,100
	7	176,700	194,100	221,300	260,300	307,600	335,600	363,900	398,400	438,700
	8	178,600	196,400	223,200	262,000	309,800	337,900	366,100	400,300	440,200
	9	180,300	198,700	225,300	263,400	311,900	339,900	368,000	402,100	441,800
	10	182,100	201,300	227,200	265,000	314,100	342,200	370,300	404,100	443,600
	11	183,800	203,800	229,000	266,400	316,500	344,500	372,400	406,200	445,200
	12	185,500	206,400	230,700	267,800	318,700	346,800	374,600	408,300	446,800
	13	187,500	208,800	232,700	269,400	320,800	348,900	376,900	410,000	447,900
	14	189,600	210,700	234,600	270,800	323,200	351,100	379,000	412,200	449,600
	15	191,700	212,500	236,500	272,000	325,400	353,300	381,300	414,200	451,400
	16	193,900	214,300	238,500	273,300	327,800	355,500	383,400	416,300	453,200
	17	196,100	216,300	240,100	274,400	329,700	357,700	385,100	418,100	454,800
	18	198,600	218,200	241,900	275,800	332,000	359,700	387,200	419,800	456,700
	19	201,000	220,100	243,800	277,300	334,200	361,900	389,100	421,500	458,500
	20	203,400	222,000	245,600	278,800	336,500	364,000	391,100	423,100	460,200
	21	206,000	223,700	247,200	280,100	338,700	366,100	392,900	424,900	461,900
	22	207,800	225,500	248,600	281,500	340,700	368,200	395,100	426,500	463,600
	23	209,600	227,400	249,900	283,100	342,800	370,200	397,200	427,900	465,200
	24	211,500	229,200	251,200	284,600	344,900	372,400	399,200	429,400	467,000
	25	213,400	230,800	252,500	285,800	346,900	374,300	401,000	430,800	468,600
	26	215,200	232,600	253,800	287,800	349,000	376,300	403,000	432,200	470,000
	27	217,100	234,300	255,200	289,900	351,100	378,400	405,100	433,700	471,500
	28	218,800	236,000	256,400	291,900	353,100	380,400	407,300	435,300	472,800
	29	220,700	237,400	257,600	294,000	355,400	382,300	408,800	436,700	474,100
	30	222,600	239,300	258,700	296,000	357,500	384,400	410,600	438,400	474,800
	31	224,400	241,100	260,100	297,900	359,500	386,500	412,400	440,100	475,500
	32	226,200	242,900	261,200	299,900	361,700	388,600	414,100	441,700	476,200
	33	228,000	244,400	262,100	301,700	363,400	390,500	415,800	443,200	476,700
	34	229,700	245,900	263,300	303,500	365,400	392,600	417,300	444,900	477,500
	35	231,300	247,200	264,400	305,500	367,400	394,800	419,000	446,600	478,200
	36	233,100	248,600	265,700	307,400	369,500	396,700	420,500	448,200	478,800
	37	234,500	250,000	266,700	309,200	371,400	398,400	421,800	449,700	479,100
	38	236,300	251,300	267,900	311,200	373,600	400,000	423,300	450,400	479,700
	39	238,200	252,500	269,000	313,100	375,600	401,300	424,900	451,100	480,300
	40	240,000	253,700	270,000	314,900	377,700	402,700	426,400	451,800	480,800

41	241,400	255,000	271,300	316,900	379,700	403,900	427,900	452,200	481,300
42	242,800	256,200	272,800	318,700	381,800	405,000	429,200	452,800	481,700
43	244,200	257,300	274,100	320,600	384,000	406,100	430,600	453,500	482,100
44	245,400	258,400	275,300	322,600	385,900	407,100	431,800	454,100	482,500
45	246,700	259,500	276,500	324,400	387,600	408,300	432,800	454,900	482,800
46	247,800	260,700	278,100	326,300	389,400	409,500	433,500	455,700	
47	248,900	261,800	279,700	328,300	391,000	410,600	434,300	456,200	
48	249,800	263,000	281,300	330,100	392,700	411,900	435,100	456,700	
49	250,700	264,000	283,200	331,700	394,200	413,200	435,600	457,200	
50	251,800	265,200	284,900	333,400	395,200	414,000	436,000	457,500	
51	253,000	266,400	286,600	335,000	396,200	414,800	436,400	457,800	
52	254,100	267,500	288,300	336,700	397,200	415,500	436,800	458,200	
53	255,200	268,700	289,800	338,500	398,500	416,000	437,100	458,600	
54	256,400	269,800	291,600	340,200	399,600	416,800	437,500	458,800	
55	257,400	271,300	293,300	342,000	400,800	417,500	437,800	459,100	
56	258,600	272,500	295,200	343,800	402,000	418,100	438,100	459,300	
57	259,700	273,600	296,800	345,100	403,300	418,800	438,400	459,700	
58	260,800	275,200	298,500	346,800	404,100	419,200	438,700	459,900	
59	261,600	276,800	300,400	348,400	404,900	419,800	439,000	460,100	
60	262,600	278,400	302,200	350,100	405,700	420,400	439,300	460,300	
61	263,700	280,000	303,700	351,700	406,200	420,800	439,600	460,700	
62	264,800	281,600	305,600	353,400	406,900	421,400	439,900		
63	266,000	283,300	307,400	355,200	407,600	421,900	440,200		
64	267,000	284,900	309,100	356,900	408,300	422,500	440,500		
65	268,100	286,400	310,700	358,500	408,600	423,000	440,800		
66	269,300	287,800	312,400	360,100	409,300	423,600	441,100		
67	270,600	289,400	314,000	361,800	410,000	424,000	441,400		
68	272,000	290,900	315,700	363,400	410,600	424,500	441,700		
69	273,200	292,500	317,400	364,600	411,100	424,900	441,900		
70	274,600	294,100	318,800	366,000	411,600	425,200	442,200		
71	276,000	295,700	320,300	367,400	412,200	425,500	442,500		
72	277,500	297,300	321,900	368,800	412,700	425,800	442,900		
73	278,800	298,600	322,900	370,000	413,200	426,100	443,100		
74	280,200	300,100	324,500	371,200	413,600	426,400	443,400		
75	281,600	301,600	326,000	372,600	414,100	426,700	443,700		
76	283,000	303,100	327,800	373,900	414,600	427,000	444,000		
77	284,200	304,200	329,600	375,200	415,100	427,200	444,200		
78	285,400	305,800	331,300	376,400	415,600	427,500			
79	286,600	307,200	333,000	377,700	416,200	427,900			
80	287,700	308,700	334,600	378,900	416,800	428,200			
81	289,100	310,200	336,300	380,100	417,200	428,400			
82	290,300	311,700	338,000	381,300	417,800	428,700			
83	291,600	313,000	339,700	382,400	418,300	429,000			
84	292,900	314,400	341,400	383,700	418,500	429,200			

85	294,200	315,600	342,800	384,700	418,800	429,400
86	295,400	317,200	344,400	385,300	419,300	429,700
87	296,600	318,500	345,900	385,800	419,600	430,000
88	297,800	320,000	347,400	386,400	419,900	430,200
89	298,900	321,600	348,700	387,000	420,200	430,400
90	300,200	323,100	350,000	387,600	420,600	430,700
91	301,300	324,500	351,300	388,200	421,000	431,000
92	302,500	326,000	352,600	388,900	421,400	431,200
93	303,300	327,400	354,000	389,200	421,700	431,400
94	304,600	328,700	355,600	389,700	422,200	
95	305,800	330,100	357,100	390,300	422,600	
96	307,100	331,400	358,600	390,800	423,000	
97	308,200	332,600	359,900	391,200	423,300	
98	309,400	334,000	361,200	391,600	423,700	
99	310,700	335,300	362,300	392,200	424,100	
100	311,900	336,600	363,500	392,700	424,500	
101	313,100	338,000	364,600	393,100	424,800	
102	314,100	339,000	365,700	393,600		
103	315,200	340,100	366,900	394,300		
104	316,300	341,300	368,100	394,800		
105	317,100	342,400	369,300	395,100		
106	317,700	343,500	369,800	395,500		
107	318,300	344,600	370,400	396,000		
108	319,000	345,700	371,000	396,300		
109	319,500	346,900	371,600	396,600		
110	320,000	347,900	372,200	397,100		
111	320,500	348,900	372,700	397,600		
112	321,100	349,900	373,200	398,100		
113	322,000	350,800	373,600	398,400		
114	322,700	351,700	374,000	398,900		
115	323,400	352,700	374,600	399,400		
116	324,100	353,700	375,100	400,000		
117	324,700	354,700	375,500	400,300		
118	325,500	355,300	376,000	400,800		
119	326,200	355,900	376,600	401,300		
120	327,000	356,500	377,100	401,800		
121	327,700	356,800	377,200	402,200		
122	328,000	357,200	377,900	402,700		
123	328,500	357,700	378,400	403,100		
124	329,000	358,100	378,800	403,600		
125	329,300	358,500	379,300	404,000		
126		358,900	379,800			
127		359,400	380,300			
128		359,800	380,800			

	129		360,200	381,100						
	130		360,700	381,600						
	131		361,100	382,100						
	132		361,500	382,600						
	133		361,700	382,900						
	134		362,200	383,500						
	135		362,600	383,900						
	136		362,900	384,300						
	137		363,200	384,500						
	138		363,600	385,000						
	139		364,100	385,500						
	140		364,600	386,000						
	141		364,900	386,300						
	142		365,400							
	143		365,900							
	144		366,500							
	145		366,800							
再任用 職員		240,300	252,000	256,300	292,400	309,200	323,600	347,000	382,700	414,700

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	142,700	193,200	281,200	334,300	393,100
	2	143,800	195,800	283,700	336,500	396,100
	3	145,000	198,200	286,100	338,800	398,900
	4	146,100	200,700	288,700	340,900	401,800
	5	147,200	203,200	291,000	342,800	404,100
	6	148,600	205,600	293,200	345,000	406,900
	7	149,900	207,900	295,400	347,100	409,600
	8	151,200	210,200	297,400	349,200	412,400
	9	152,300	212,300	299,700	351,200	415,000
	10	154,100	214,600	302,400	353,200	417,600
	11	155,700	217,100	305,100	355,400	420,400
	12	157,300	219,400	307,900	357,400	423,200
	13	158,800	221,700	310,400	359,500	425,900
	14	160,800	224,100	313,000	361,500	428,600
	15	162,700	226,600	315,600	363,400	431,500
	16	164,700	229,000	318,500	365,300	434,200
	17	166,600	231,200	321,100	367,300	436,800
	18	168,800	234,100	323,400	369,200	439,400
	19	171,100	237,000	325,600	371,100	441,900
	20	173,200	240,000	327,900	373,200	444,600
	21	175,400	242,500	330,200	374,800	447,100
	22	177,900	245,300	332,200	376,800	449,800
	23	180,200	247,800	334,300	378,800	452,400
	24	182,600	250,600	336,400	380,700	454,900
	25	184,700	253,300	338,600	382,300	457,200
	26	186,900	255,800	340,500	384,100	459,500
	27	189,100	258,100	342,300	385,900	462,100
	28	191,200	260,500	344,300	387,800	464,600
	29	193,300	263,200	346,300	389,700	467,100
	30	195,100	265,400	348,000	391,600	469,700
	31	196,900	267,400	349,700	393,500	472,200
	32	198,700	269,500	351,400	395,500	474,800
	33	200,500	271,500	352,800	397,100	477,100
	34	202,400	273,500	354,200	398,900	479,500
	35	204,400	275,600	355,800	400,600	482,000
	36	206,300	277,700	357,300	402,400	484,500
	37	208,000	279,600	358,600	403,600	487,000
	38	210,000	281,100	360,000	405,100	489,500
	39	211,900	282,600	361,500	406,600	491,900
	40	213,800	284,100	362,900	408,000	494,500

41	215,800	285,500	363,800	409,400	496,800
42	217,700	286,600	364,900	410,700	499,100
43	219,600	287,600	366,100	412,300	501,300
44	221,600	288,700	367,300	413,900	503,500
45	223,300	289,500	368,500	415,300	505,300
46	225,200	290,700	369,700	416,600	506,800
47	227,100	292,000	371,000	418,200	508,400
48	228,900	293,200	372,200	419,800	509,900
49	230,600	294,700	373,300	421,100	511,700
50	232,400	296,000	374,600	422,600	513,100
51	234,100	297,100	375,900	424,100	514,500
52	235,800	298,300	377,200	425,500	516,000
53	237,300	299,600	378,000	426,900	517,100
54	239,200	300,800	379,000	428,400	518,400
55	240,900	302,100	379,900	429,800	519,600
56	242,500	303,300	380,900	431,200	520,800
57	244,100	304,400	381,700	432,300	521,700
58	245,300	305,700	382,500	433,700	522,700
59	246,400	306,900	383,300	435,100	523,800
60	247,500	308,100	384,000	436,400	524,800
61	248,700	309,100	384,500	437,200	525,900
62	249,900	310,200	385,200	438,100	526,800
63	250,900	311,400	386,100	439,200	527,500
64	252,000	312,500	387,000	440,100	528,200
65	253,200	313,500	387,600	441,000	529,000
66	254,400	314,600	388,400	441,800	529,900
67	255,500	315,700	389,300	442,400	530,700
68	256,500	316,800	390,100	443,200	531,500
69	257,500	317,900	390,700	443,600	532,200
70	258,900	318,900	391,400	444,200	533,000
71	260,500	320,000	392,100	444,800	533,800
72	261,900	321,100	392,800	445,300	534,600
73	263,300	322,000	393,500	445,800	535,300
74	264,700	323,000	394,200		
75	266,200	324,100	394,800		
76	267,500	325,200	395,500		
77	268,600	326,300	396,200		
78	269,800	327,400	396,800		
79	271,200	328,300	397,400		
80	272,400	329,200	398,000		
81	273,800	330,300	398,600		
82	275,100	331,100	399,200		
83	276,400	331,800	399,900		
84	277,700	332,600	400,500		
85	278,900	333,200	401,000		
86	280,000	333,700	401,500		

87	281,300	334,200	402,000		
88	282,600	334,700	402,700		
89	283,600	335,000	403,100		
90	284,800	335,500			
91	286,000	336,000			
92	287,200	336,500			
93	288,300	336,800			
94	289,300	337,200			
95	290,300	337,700			
96	291,300	338,200			
97	291,900	338,800			
98	292,800	339,300			
99	293,600	339,800			
100	294,500	340,300			
101	295,400	340,800			
102	296,100	341,300			
103	296,800	341,800			
104	297,500	342,300			
105	298,200	342,800			
106	298,700	343,200			
107	299,300	343,700			
108	299,800	344,200			
109	300,000	344,700			
110	300,400	345,100			
111	300,700	345,600			
112	301,000	346,000			
113	301,300	346,500			
114	301,600	346,900			
115	301,900	347,400			
116	302,200	347,800			
117	302,500	348,300			
118	302,900	348,700			
119	303,200	349,100			
120	303,600	349,600			
121	303,900	350,000			
再任用 職員	216,700	262,000	287,200	330,400	389,200

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900

41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	

	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用 職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	147,500	186,100	222,100	248,600	281,900	330,600	375,800
	2	149,000	187,800	223,700	250,100	284,000	332,600	378,500
	3	150,400	189,400	225,300	251,300	286,200	334,900	381,200
	4	151,800	191,000	227,000	252,700	288,500	337,100	383,900
	5	153,000	192,500	228,400	253,900	290,700	339,200	386,200
	6	154,900	194,200	230,000	255,200	292,800	341,400	389,000
	7	156,600	195,800	231,400	256,400	295,000	343,500	391,600
	8	158,300	197,300	233,100	257,700	297,200	345,800	394,400
	9	160,100	199,000	234,400	259,000	299,300	347,800	396,500
	10	161,800	200,700	235,900	260,100	301,500	350,000	398,800
	11	163,500	202,300	237,300	261,200	303,600	352,200	401,100
	12	165,400	204,000	238,700	262,200	305,900	354,300	403,300
	13	166,900	205,700	240,400	263,500	308,100	356,100	405,400
	14	168,800	207,300	241,800	265,100	310,100	358,100	407,500
	15	170,900	208,900	243,000	266,800	312,300	360,000	409,500
	16	172,800	210,600	244,500	268,300	314,300	362,100	411,600
	17	174,700	212,100	245,700	269,900	316,600	364,000	413,500
	18	176,700	213,700	246,900	271,800	318,600	366,000	415,500
	19	178,500	215,500	248,100	273,600	320,700	368,100	417,400
	20	180,400	217,200	249,500	275,500	322,900	370,100	419,600
	21	182,400	218,500	250,900	277,400	324,800	372,000	421,400
	22	183,900	220,000	251,900	279,200	326,800	374,000	423,000
	23	185,400	221,500	253,000	281,000	328,800	376,100	424,700
	24	186,900	223,000	254,100	282,900	330,800	378,300	426,200
	25	188,600	224,400	255,400	284,700	332,900	379,700	427,700
	26	190,100	225,800	256,900	286,600	334,800	381,500	429,000
	27	191,600	227,200	258,300	288,600	336,800	383,400	430,300
	28	193,100	228,500	259,800	290,400	338,900	385,000	431,700
	29	194,600	229,900	261,400	292,400	340,500	386,800	433,000
	30	195,900	231,200	263,100	294,400	342,300	388,300	434,200
	31	197,200	232,800	264,800	296,200	344,100	390,000	435,400
	32	198,600	234,200	266,600	298,100	345,900	391,700	436,500
	33	200,000	235,600	268,100	300,000	347,600	393,000	437,800
	34	201,400	236,900	269,900	301,700	349,400	394,400	439,000
	35	202,800	238,100	271,700	303,500	351,400	395,700	440,200
	36	204,300	239,400	273,500	305,400	353,200	396,900	441,400
	37	205,400	240,800	275,000	306,900	355,000	398,000	442,700
	38	206,700	242,100	276,800	308,600	356,800	399,200	443,600
	39	208,000	243,400	278,500	310,400	358,400	400,400	444,000
	40	209,300	244,700	280,200	312,000	360,100	401,500	444,700

41	210,600	246,000	281,900	313,800	361,400	402,300	445,200
42	211,800	247,300	283,600	315,500	362,500	403,100	445,600
43	213,000	248,500	285,300	317,200	363,700	403,900	446,000
44	214,200	249,700	287,000	318,900	364,900	404,700	446,400
45	215,500	250,900	288,700	320,100	366,100	405,100	446,800
46	216,600	252,300	290,400	321,600	367,000	405,800	447,200
47	217,600	253,800	292,100	323,100	368,200	406,300	447,600
48	218,700	255,400	293,800	324,700	369,300	406,700	447,900
49	219,700	257,000	295,200	326,100	370,300	407,100	448,200
50	220,700	258,400	296,800	327,500	371,300	407,400	448,600
51	221,700	259,800	298,300	328,700	372,400	407,700	448,900
52	222,700	261,300	300,000	330,000	373,400	408,000	449,300
53	223,400	262,400	301,400	331,100	374,200	408,300	449,600
54	224,300	263,800	302,900	332,100	375,000	408,600	
55	225,100	265,200	304,300	333,300	375,900	408,900	
56	226,100	266,700	305,900	334,300	376,800	409,200	
57	226,900	267,700	307,200	334,800	377,300	409,500	
58	227,800	269,000	308,400	335,700	378,200	409,800	
59	228,600	270,300	309,600	336,500	379,000	410,100	
60	229,400	271,700	311,100	337,400	379,800	410,500	
61	230,300	272,700	312,400	338,200	380,200	410,700	
62	231,100	273,900	313,600	338,600	380,900	411,100	
63	232,100	275,200	314,900	339,200	381,600	411,400	
64	233,200	276,500	316,200	339,900	382,300	411,700	
65	233,900	277,600	317,600	340,500	382,700	411,900	
66	234,700	278,700	318,400	341,200	383,400		
67	235,500	279,800	319,200	341,900	384,100		
68	236,400	280,900	320,000	342,600	384,600		
69	237,100	282,000	320,600	343,300	385,000		
70	237,900	283,100	321,300	343,800	385,500		
71	238,600	284,200	322,100	344,500	386,000		
72	239,300	285,300	322,700	345,100	386,500		
73	240,000	286,200	323,400	345,400	387,100		
74	240,800	286,900	323,600	346,000	387,600		
75	241,600	287,400	324,200	346,500	388,200		
76	242,400	288,300	324,800	347,100	388,900		
77	243,000	289,100	325,400	347,600	389,400		
78	243,700	289,700	325,900	348,100	389,900		
79	244,300	290,300	326,400	348,600	390,400		
80	244,900	290,900	326,900	349,000	390,900		
81	245,300	291,600	327,600	349,300	391,200		
82	245,700	292,100	328,100	349,700	391,700		
83	246,100	292,500	328,500	350,100	392,100		
84	246,500	292,900	329,000	350,400	392,500		

85	246,900	293,100	329,500	350,900	392,900		
86		293,300	329,900	351,200			
87		293,600	330,100	351,500			
88		293,800	330,500	351,800			
89		294,200	330,900	352,200			
90		294,400	331,300	352,500			
91		294,600	331,700	352,900			
92		294,800	332,100	353,200			
93		295,200	332,400	353,600			
94		295,400	332,600	353,900			
95		295,600	333,100	354,200			
96		295,900	333,400	354,500			
97		296,300	333,600	354,800			
98		296,600	333,900	355,300			
99		296,800	334,200	355,700			
100		297,100	334,500	356,100			
101		297,400	334,700	356,600			
102		297,600	335,000	357,000			
103		297,800	335,400	357,400			
104		298,100	335,600	357,800			
105		298,400	335,700	358,300			
106			336,000				
107			336,400				
108			336,600				
109			336,800				
110			337,200				
111			337,600				
112			338,000				
113			338,200				
再任用 職員	187,800	214,500	246,600	260,200	285,900	327,300	369,600

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	161,200	189,200	238,400	261,800	288,000	333,400
	2	162,600	191,300	240,200	262,800	289,800	335,500
	3	164,100	193,500	242,000	263,700	291,700	337,700
	4	165,600	195,500	243,900	264,800	293,800	339,900
	5	167,100	197,600	245,300	265,800	295,600	342,100
	6	168,600	200,000	246,600	266,800	297,400	344,300
	7	170,100	202,300	247,800	267,600	299,400	346,500
	8	171,700	204,700	249,200	268,700	301,300	348,600
	9	173,000	207,100	250,300	269,800	303,200	350,400
	10	174,700	208,500	251,400	270,600	305,200	352,400
	11	176,400	210,000	252,300	271,900	307,000	354,300
	12	178,000	211,400	253,300	273,100	308,900	356,400
	13	179,500	212,800	254,700	274,400	310,700	358,400
	14	181,500	214,300	255,800	275,800	312,400	360,500
	15	183,600	215,900	256,600	277,100	314,200	362,700
	16	185,600	217,100	257,600	278,600	316,100	364,700
	17	187,900	218,500	258,500	280,000	318,000	366,700
	18	190,000	220,000	259,400	281,400	319,600	368,800
	19	192,100	221,600	260,500	282,800	321,300	370,900
	20	194,300	223,100	261,500	284,300	323,100	373,000
	21	196,400	224,500	262,400	285,900	324,600	374,700
	22	198,700	226,200	263,400	287,500	326,100	376,900
	23	200,900	228,000	264,400	289,100	327,800	379,000
	24	203,100	229,700	265,400	290,600	329,300	381,100
	25	205,200	231,000	266,700	291,900	331,000	383,100
	26	206,500	232,800	268,100	293,800	332,400	384,600
	27	207,800	234,500	269,300	295,600	334,000	386,500
	28	209,100	236,200	270,700	297,300	335,600	388,500
	29	210,400	237,900	272,100	298,900	337,000	390,300
	30	211,600	239,300	273,600	300,700	338,600	392,000
	31	212,900	240,600	275,200	302,300	340,000	394,000
	32	214,100	241,800	276,800	304,000	341,500	395,800
	33	215,500	243,100	278,400	305,600	343,100	397,500
	34	216,800	244,300	279,900	307,100	344,700	399,200
	35	218,100	245,200	281,200	308,700	346,300	401,100
	36	219,400	246,300	282,700	310,400	347,800	402,800
	37	220,800	247,400	284,300	311,900	349,600	404,400
	38	222,300	248,500	285,700	313,300	351,200	406,200
	39	223,700	249,500	287,200	314,900	352,700	408,000
	40	225,100	250,600	288,700	316,600	354,300	409,800

41	226, 100	251, 400	290, 300	318, 200	355, 600	411, 300
42	227, 600	252, 300	291, 900	319, 600	357, 100	412, 900
43	229, 000	253, 200	293, 400	321, 000	358, 600	414, 400
44	230, 400	254, 200	295, 100	322, 600	360, 000	415, 700
45	231, 500	255, 200	296, 500	323, 700	361, 700	416, 800
46	233, 000	256, 200	297, 900	325, 100	362, 700	417, 900
47	234, 300	257, 200	299, 500	326, 500	364, 200	419, 100
48	235, 600	258, 200	301, 000	328, 100	365, 500	420, 300
49	236, 700	259, 200	302, 300	329, 200	367, 000	421, 600
50	237, 900	260, 500	303, 600	330, 600	368, 400	422, 700
51	238, 900	261, 700	305, 100	331, 900	369, 700	423, 900
52	240, 000	263, 000	306, 500	333, 300	371, 100	425, 100
53	241, 100	264, 200	308, 000	334, 700	372, 700	426, 300
54	242, 200	265, 800	309, 300	336, 100	373, 900	427, 300
55	243, 300	267, 200	310, 800	337, 500	375, 000	428, 400
56	244, 300	268, 700	312, 200	338, 900	376, 200	429, 500
57	245, 300	270, 300	313, 300	339, 800	377, 300	430, 700
58	246, 300	272, 000	314, 500	341, 100	378, 300	431, 200
59	247, 100	273, 500	315, 700	342, 300	379, 300	431, 800
60	248, 100	275, 100	317, 200	343, 600	380, 300	432, 200
61	249, 200	276, 500	318, 300	344, 800	380, 900	432, 800
62	250, 200	278, 100	319, 600	345, 700	381, 700	433, 300
63	251, 100	279, 600	320, 900	346, 900	382, 500	433, 700
64	252, 100	281, 000	322, 200	348, 200	383, 400	434, 200
65	253, 000	282, 700	323, 500	349, 300	384, 100	434, 800
66	254, 000	284, 200	324, 800	350, 600	384, 700	435, 200
67	255, 200	285, 700	326, 100	351, 800	385, 500	435, 500
68	256, 200	287, 200	327, 500	352, 900	386, 200	435, 800
69	257, 100	288, 500	328, 200	353, 900	386, 800	436, 200
70	258, 200	290, 000	329, 300	354, 900	387, 400	
71	259, 400	291, 500	330, 400	356, 100	388, 100	
72	260, 700	292, 900	331, 300	357, 200	388, 800	
73	262, 100	294, 200	332, 600	358, 000	389, 500	
74	263, 400	295, 600	333, 400	359, 100	390, 000	
75	264, 700	297, 000	334, 500	360, 200	390, 600	
76	266, 100	298, 300	335, 700	361, 400	391, 100	
77	267, 100	299, 900	336, 800	362, 100	391, 500	
78	268, 200	301, 200	338, 000	362, 900	392, 100	
79	269, 500	302, 400	339, 200	363, 700	392, 600	
80	270, 800	303, 700	340, 400	364, 400	392, 900	
81	272, 000	304, 500	341, 500	365, 000	393, 200	
82	273, 000	305, 800	342, 600	365, 500	393, 700	
83	274, 100	306, 900	343, 600	366, 100	394, 200	
84	275, 200	308, 100	344, 800	366, 700	394, 500	

85	276, 100	309, 200	345, 700	367, 300	394, 800
86	277, 100	310, 500	346, 700	367, 800	395, 300
87	278, 200	311, 700	347, 600	368, 400	395, 800
88	279, 300	312, 800	348, 600	368, 900	396, 200
89	280, 300	314, 100	349, 700	369, 300	396, 500
90	281, 200	315, 300	350, 500	369, 700	396, 900
91	282, 200	316, 600	351, 300	370, 300	397, 400
92	283, 300	317, 800	352, 100	370, 800	397, 800
93	284, 300	318, 600	352, 700	371, 100	398, 200
94	285, 300	319, 300	353, 300	371, 600	
95	286, 200	320, 000	354, 000	372, 100	
96	287, 200	320, 600	354, 600	372, 400	
97	288, 200	321, 300	355, 000	373, 000	
98	289, 000	321, 700	355, 500	373, 500	
99	289, 600	322, 300	356, 000	374, 000	
100	290, 500	323, 000	356, 400	374, 500	
101	291, 300	323, 400	356, 900	375, 100	
102	292, 100	324, 000	357, 300	375, 600	
103	292, 900	324, 600	357, 800	376, 100	
104	293, 800	325, 200	358, 200	376, 500	
105	294, 500	325, 600	358, 500	377, 100	
106	295, 000	326, 100	359, 000	377, 700	
107	295, 500	326, 600	359, 400	378, 200	
108	296, 000	327, 200	359, 700	378, 700	
109	296, 200	327, 600	360, 200	379, 300	
110	296, 500	328, 000	360, 800	379, 700	
111	296, 700	328, 300	361, 300	380, 200	
112	297, 100	328, 600	361, 800	380, 700	
113	297, 400	329, 000	362, 300	381, 300	
114	297, 600	329, 400	362, 800		
115	298, 000	329, 800	363, 300		
116	298, 300	330, 100	363, 700		
117	298, 600	330, 300	364, 100		
118	298, 900	330, 600	364, 500		
119	299, 300	331, 000	365, 000		
120	299, 700	331, 200	365, 500		
121	300, 000	331, 400	365, 900		
122	300, 400	331, 700	366, 500		
123	300, 700	332, 000	367, 000		
124	301, 100	332, 300	367, 500		
125	301, 300	332, 500	367, 800		
126	301, 500	332, 900			
127	301, 800	333, 300			
128	302, 200	333, 500			

129	302,400	333,600				
130	302,700	333,900				
131	303,100	334,300				
132	303,500	334,500				
133	303,700	334,800				
134	304,000	335,200				
135	304,400	335,600				
136	304,800	336,000				
137	305,000	336,300				
138	305,300	336,700				
139	305,700	337,100				
140	306,000	337,500				
141	306,200	337,800				
142	306,600	338,200				
143	307,000	338,600				
144	307,300	339,000				
145	307,400	339,300				
146	307,700	339,700				
147	308,000	340,100				
148	308,400	340,500				
149	308,600	340,800				
150	308,800	341,200				
151	309,100	341,600				
152	309,400	342,000				
153	309,800	342,300				
154	310,000					
155	310,200					
156	310,600					
157	310,900					
158	311,200					
159	311,500					
160	311,800					
161	312,200					
162	312,500					
163	312,800					
164	313,100					
165	313,500					
166	313,800					
167	314,100					
168	314,400					
169	314,800					
再任用 職員	234,100	258,700	266,000	276,300	292,900	330,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	156,300	201,400	262,700	333,000	422,200
	2	157,800	203,100	265,200	335,200	424,000
	3	159,400	204,800	267,600	337,500	425,900
	4	160,900	206,500	270,000	339,800	427,600
	5	162,600	208,300	272,700	342,100	429,100
	6	164,500	210,100	275,100	344,400	430,700
	7	166,400	211,800	277,400	346,700	432,600
	8	168,200	213,400	279,600	349,000	434,500
	9	170,000	215,200	282,000	351,100	436,300
	10	172,200	217,200	284,400	353,200	438,200
	11	174,200	219,100	286,800	355,500	440,100
	12	176,300	221,100	289,200	357,600	441,900
	13	178,300	222,800	291,600	359,800	443,700
	14	180,500	224,800	293,800	361,900	445,600
	15	182,800	226,900	295,800	363,900	447,400
	16	185,000	228,900	297,800	365,900	449,400
	17	187,400	230,700	300,100	367,900	451,100
	18	190,000	233,500	302,700	369,800	452,900
	19	192,500	236,200	305,300	371,900	454,700
	20	195,100	239,000	308,000	373,900	456,600
	21	197,600	241,600	310,600	375,700	458,200
	22	199,400	244,500	313,200	377,700	459,900
	23	201,100	247,100	315,600	379,600	461,900
	24	202,800	249,900	318,400	381,500	463,600
	25	204,400	252,400	321,000	383,100	465,300
	26	206,100	255,000	323,400	384,800	466,900
	27	207,800	257,500	325,800	386,600	468,600
	28	209,400	260,000	328,200	388,600	470,100
	29	211,000	262,700	330,500	390,500	471,600
	30	212,700	265,100	332,500	392,400	472,900
	31	214,400	267,400	334,800	394,400	474,300
	32	216,200	269,600	337,000	396,400	475,600
	33	217,800	271,900	339,200	398,100	476,800
	34	219,600	274,100	341,400	399,900	477,500
	35	221,500	276,300	343,600	401,500	478,200
	36	223,300	278,500	345,800	403,300	478,900
	37	224,900	280,800	348,000	404,500	479,500
	38	226,800	282,900	350,200	406,100	
	39	228,600	284,900	352,400	407,500	
	40	230,400	286,900	354,500	408,900	

41	232,100	288,900	356,700	410,600
42	233,800	291,400	358,800	412,100
43	235,400	293,800	360,900	413,400
44	237,000	296,300	363,000	414,900
45	238,700	298,500	365,000	416,600
46	240,100	301,100	367,100	417,900
47	241,400	303,500	369,100	419,400
48	242,700	306,300	371,100	421,000
49	244,300	308,700	373,000	422,800
50	245,800	311,200	374,800	424,200
51	247,000	313,700	376,700	425,800
52	248,500	316,200	378,800	427,300
53	249,900	318,600	380,700	429,100
54	251,100	320,800	382,500	430,600
55	252,500	323,000	384,400	432,200
56	253,700	325,200	386,000	433,900
57	255,100	327,600	387,500	435,400
58	256,200	329,700	389,200	436,900
59	257,400	331,900	390,900	438,100
60	258,600	334,000	392,600	439,400
61	260,000	336,200	393,800	440,600
62	261,400	338,400	395,300	441,900
63	262,800	340,600	396,700	443,200
64	264,000	342,800	398,000	444,400
65	265,400	344,800	399,400	445,700
66	267,000	347,000	400,700	446,900
67	268,600	349,100	402,100	448,100
68	270,300	351,400	403,500	449,300
69	271,900	353,400	404,800	450,600
70	273,300	355,400	406,200	451,800
71	274,700	357,500	407,600	453,000
72	276,200	359,500	408,900	454,200
73	277,400	361,400	410,200	455,300
74	278,800	363,300	411,700	456,000
75	280,200	365,100	413,100	456,500
76	281,500	367,100	414,400	457,000
77	283,000	369,000	415,600	457,500
78	284,200	370,700	416,900	
79	285,400	372,500	418,200	
80	286,600	374,100	419,600	
81	287,800	375,600	420,900	
82	289,100	377,100	422,200	
83	290,300	378,700	423,200	
84	291,500	380,100	424,400	

85	292,700	381,200	425,600
86	293,900	382,600	426,800
87	295,100	384,100	428,100
88	296,300	385,300	429,100
89	297,500	386,600	430,200
90	298,600	387,900	431,200
91	299,900	389,200	432,200
92	301,100	390,500	433,200
93	301,900	391,800	434,200
94	302,900	392,900	435,000
95	304,000	394,300	435,800
96	305,300	395,500	436,600
97	306,300	396,900	437,400
98	307,400	397,900	437,800
99	308,400	399,000	438,200
100	309,500	400,100	438,600
101	310,500	401,000	439,100
102	311,600	402,000	439,400
103	312,700	403,100	439,700
104	313,700	404,200	440,000
105	314,300	404,900	440,300
106	315,200	405,900	440,600
107	316,100	406,800	440,900
108	316,900	407,700	441,100
109	317,800	408,500	441,300
110	318,200	409,400	
111	318,600	410,200	
112	319,100	411,100	
113	319,700	411,700	
114	320,100	412,400	
115	320,600	413,100	
116	321,100	413,800	
117	321,800	414,400	
118	322,300	414,900	
119	322,700	415,300	
120	323,200	415,700	
121	323,700	416,100	
122	324,100	416,400	
123	324,600	416,800	
124	325,100	417,000	
125	325,700	417,200	
126	326,000	417,500	
127	326,300	417,800	
128	326,600	418,000	

129	326,800	418,200			
130	327,200	418,500			
131	327,500	418,800			
132	327,800	419,000			
133	328,000	419,200			
134	328,200	419,500			
135	328,400	419,800			
136	328,700	420,000			
137	329,000	420,200			
138	329,200				
139	329,500				
140	329,800				
141	330,000				
142	330,200				
143	330,500				
144	330,700				
145	331,000				
146	331,200				
147	331,500				
148	331,800				
149	332,000				
150	332,200				
151	332,500				
152	332,900				
153	333,100				
再任用 職員	234,900	277,900	307,100	335,700	420,500

- 備考 (1) この表は、次に掲げる者に適用する。
- ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
 - イ 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	156,300	172,500	262,700	292,300	411,900
	2	157,800	174,600	265,200	295,000	413,400
	3	159,400	176,800	267,600	297,900	414,900
	4	160,900	179,000	270,000	300,600	416,400
	5	162,600	181,000	272,700	303,100	417,800
	6	164,500	183,300	275,100	305,600	419,300
	7	166,400	185,500	277,400	308,000	420,800
	8	168,200	187,800	279,600	310,500	422,400
	9	170,000	190,100	282,000	313,000	423,800
	10	172,200	193,000	284,400	315,700	425,300
	11	174,200	195,700	286,800	318,500	426,700
	12	176,300	198,400	289,200	321,400	428,000
	13	178,300	201,400	291,600	324,100	429,300
	14	180,500	203,100	293,800	326,100	430,800
	15	182,800	204,800	295,800	328,300	432,200
	16	185,000	206,500	297,800	330,600	433,600
	17	187,400	208,300	300,100	333,000	434,800
	18	190,000	210,100	302,700	335,200	436,100
	19	192,500	211,800	305,300	337,500	437,400
	20	195,100	213,400	308,000	339,800	438,700
	21	197,600	215,200	310,600	342,100	439,800
	22	199,400	217,200	313,200	344,400	441,000
	23	201,100	219,100	315,600	346,700	442,300
	24	202,800	221,100	318,400	349,000	443,700
	25	204,400	222,800	321,000	351,100	445,000
	26	206,000	224,800	323,400	352,900	446,200
	27	207,600	226,900	325,800	354,800	447,200
	28	209,100	228,900	328,200	356,800	448,300
	29	210,900	230,700	330,500	358,700	449,600
	30	212,600	233,500	332,500	360,500	450,400
	31	214,300	236,200	334,800	362,300	451,200
	32	216,100	239,000	337,000	364,200	452,100
	33	217,600	241,600	339,200	365,900	453,000
	34	219,300	244,500	341,300	367,700	453,500
	35	221,100	247,100	343,400	369,400	454,000
	36	222,800	249,900	345,500	371,200	454,500
	37	224,300	252,400	347,600	373,200	455,000
	38	226,000	255,000	349,600	374,700	
	39	227,800	257,500	351,600	376,300	
	40	229,500	260,000	353,500	378,000	

41	231,000	262,700	355,500	379,300
42	232,800	265,100	357,300	380,700
43	234,400	267,400	359,100	382,100
44	236,000	269,600	360,900	383,700
45	237,800	271,900	362,700	385,100
46	239,300	274,100	364,400	386,700
47	240,700	276,300	366,000	388,300
48	242,100	278,500	367,700	389,900
49	243,600	280,800	369,100	391,300
50	245,000	282,900	370,600	392,800
51	246,500	284,900	372,300	394,400
52	247,700	286,900	373,900	395,800
53	249,000	288,900	375,400	397,000
54	250,400	291,400	376,900	398,300
55	251,700	293,800	378,500	399,400
56	252,900	296,300	380,000	400,600
57	254,200	298,500	381,500	402,000
58	255,500	301,100	382,900	403,200
59	256,600	303,500	384,400	404,400
60	257,800	306,300	385,600	405,800
61	259,200	308,700	386,500	407,000
62	260,600	311,200	387,700	408,000
63	261,800	313,700	389,000	409,400
64	262,800	316,200	390,100	410,700
65	263,800	318,600	391,000	412,000
66	265,200	320,800	392,200	413,100
67	266,800	323,000	393,200	414,300
68	268,300	325,200	394,400	415,400
69	269,900	327,600	395,600	416,400
70	271,500	329,700	396,600	417,700
71	273,000	331,900	397,700	418,900
72	274,500	334,000	398,900	420,100
73	275,700	336,200	400,000	420,700
74	277,000	338,400	401,100	421,500
75	278,300	340,600	402,200	422,300
76	279,600	342,800	403,300	422,800
77	281,000	344,700	404,200	423,100
78	282,100	346,600	405,100	423,500
79	283,400	348,500	406,200	423,900
80	284,600	350,400	407,200	424,300
81	285,900	352,200	408,000	424,600
82	286,800	354,000	408,800	425,000
83	288,100	355,800	409,500	425,400
84	289,300	357,600	410,300	425,700

85	290,300	359,000	411,100	426,000
86	291,200	360,700	411,900	426,400
87	292,200	362,200	412,600	426,800
88	293,200	363,700	413,300	427,100
89	294,400	365,100	413,900	427,400
90	295,300	366,500	414,600	427,800
91	296,200	367,900	415,100	428,100
92	297,100	369,300	415,800	428,300
93	297,600	370,800	416,200	428,500
94	298,300	372,200	416,700	
95	299,000	373,500	417,000	
96	299,900	374,700	417,300	
97	300,700	375,700	417,600	
98	301,500	376,700	417,900	
99	302,300	377,800	418,200	
100	303,000	378,800	418,400	
101	303,900	379,700	418,600	
102	304,400	380,700	418,900	
103	305,000	381,700	419,200	
104	305,500	382,700	419,400	
105	305,700	383,600	419,600	
106	306,100	384,400	419,900	
107	306,400	385,300	420,200	
108	306,600	386,300	420,400	
109	306,800	387,100	420,600	
110	307,000	388,100		
111	307,300	389,200		
112	307,600	390,200		
113	307,800	390,800		
114	308,000	391,700		
115	308,200	392,600		
116	308,500	393,500		
117	308,800	394,400		
118	309,100	395,100		
119	309,400	395,900		
120	309,700	396,700		
121	309,800	397,300		
122	310,000	398,100		
123	310,400	398,800		
124	310,700	399,500		
125	310,900	400,200		
126		400,900		
127		401,400		
128		402,000		

129			402,700			
130			403,300			
131			403,800			
132			404,300			
133			404,600			
134			404,900			
135			405,200			
136			405,600			
137			405,900			
138			406,200			
139			406,500			
140			406,800			
141			407,100			
142			407,400			
143			407,700			
144			408,000			
145			408,200			
146			408,500			
147			408,800			
148			409,000			
149			409,200			
再任用 職員		226,200	274,700	302,100	328,900	410,400

- 備考 (1) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第 7 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	378,000
2	426,000
3	479,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	842,000

別記第 3

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例

第 5 条第 1 項の給料表

号給	給料月額(円)
1	400,000
2	461,000
3	523,000
4	605,000
5	704,000
6	803,000

公務運営に関する報告

近年、複雑化・高度化する行政需要に対して、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供することが求められており、多彩で優秀な人材を確保しつつ、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが、ますます重要となっている。

本委員会においては、任命権者における大学訪問やインターンシップ制度の実施等と併せて、各種就職活動セミナー等を活用して本県の取組や職務の魅力を発信するなどにより、多くの受験者の確保に努め、また、民間企業への就職志望者にも受験しやすい採用試験を実施するなど採用試験の様々な見直しを進め、任命権者が求める人材の確保に取り組んできた。

また、本県の職員（別紙第1の県職員をいう。以下同じ。）の状況を見ると、少子高齢化や核家族化の進展、共働き家庭の増加等に伴い、男女問わず子育てや介護の役割を担う職員が増えており、こうした職員が家庭における役割を果たすとともに、公務においてその能力を十分に発揮することができる環境の整備が重要な課題となっている。さらに、本県においては、40歳以上の職員が全体の約65%を占めていることから（図表1参照）、国と同様、若手・中堅職員の育成や技術・ノウハウの継承といった人事管理・業務遂行上の課題が想定される場所である。

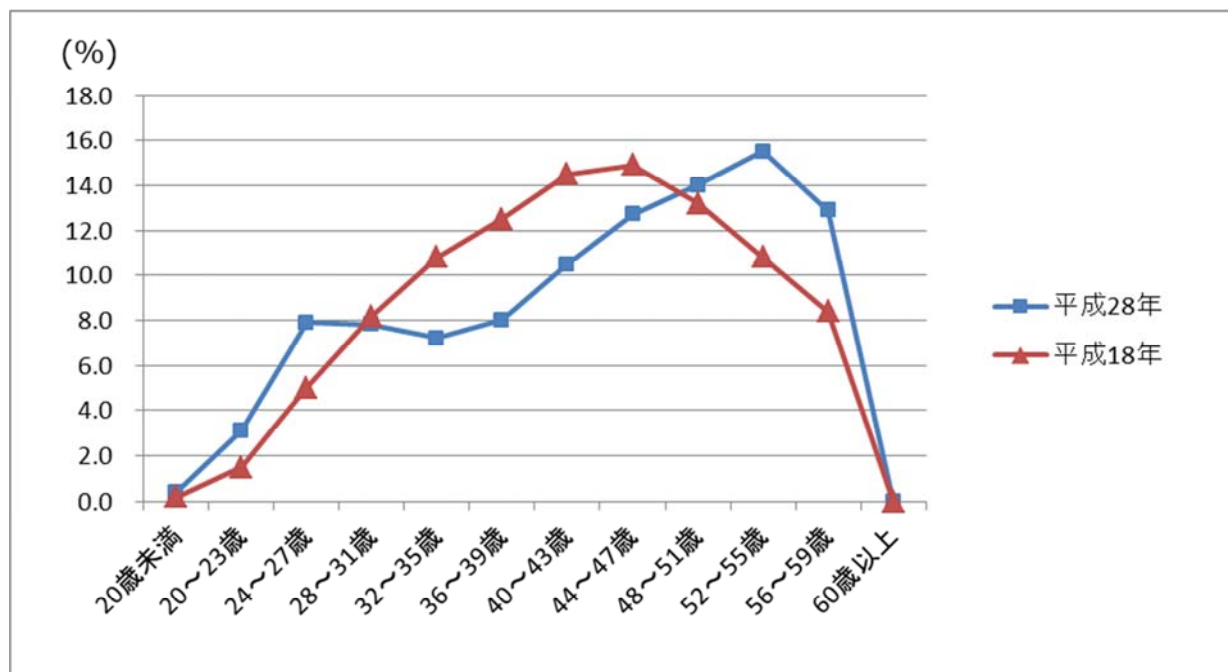
各任命権者においては、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するとともに、今年度から導入された新たな人事評価制度等を通じて個々の能力・適性を把握しながら、適材適所の人員配置と人材育成を進めることが必要となっている。

本年の人事院勧告においては、10年後、20年後の公務の在り方を見据えて能率的で活力ある公務組織を維持していくため、人事管理全般にわたって総合的な取組を進めていくことが報告されている。

こうしたことを踏まえ、本委員会は、従来の給与等に関する報告のうち公務運営上の諸課題について、次のとおり報告する。

図表1 年齢別職員構成
構成比

(各年4月1日現在)



職員数

(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成18年	29	212	688	1,127	1,493	1,722	1,998	2,050	1,820	1,489	1,152	0	13,780
平成28年	46	377	980	961	892	987	1,294	1,563	1,728	1,906	1,596	1	12,331

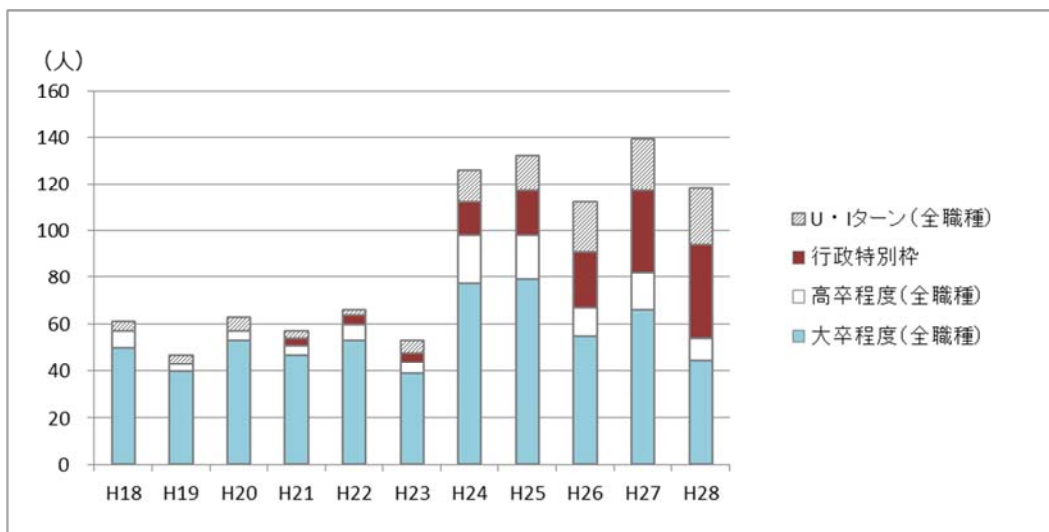
1 多彩で優秀な人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

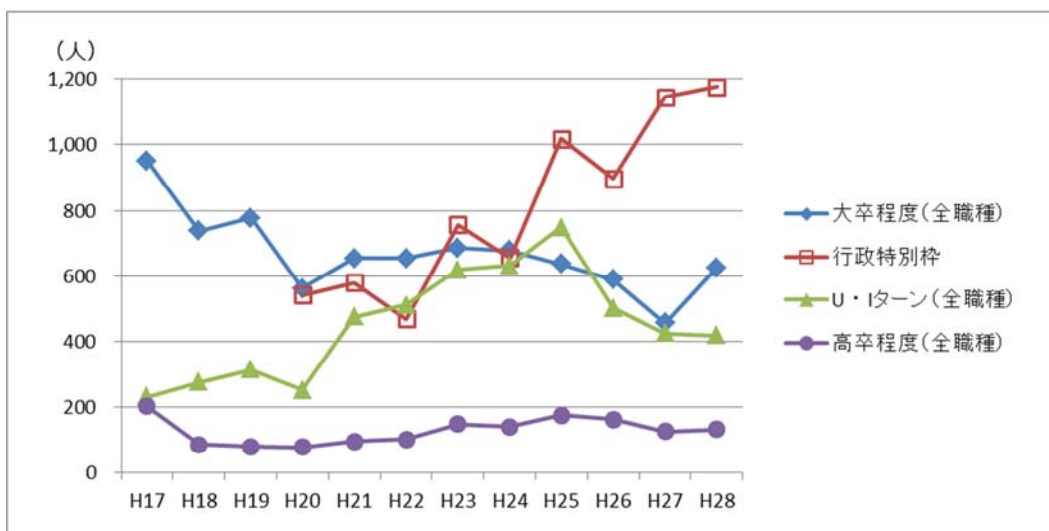
本県においては、これまで採用試験制度の様々な見直しに取り組んできたところである。知事部局においては、複雑化・高度化する行政課題に即応できるよう多彩な人材から構成される組織づくりを目指しており、これを受けて、本委員会において、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験、行政特別枠試験等、多様な採用試験を実施してきた。とりわけ行政特別枠試験については、民間を志望する優秀な人材に対して選択肢の一つとして公務を考えられるよう、試験内容を民間における採用試験に準じたものとするなど、多彩で優秀な人材確保に一定の効果を果たしてきているところである。

図表 2 試験別採用者数の推移

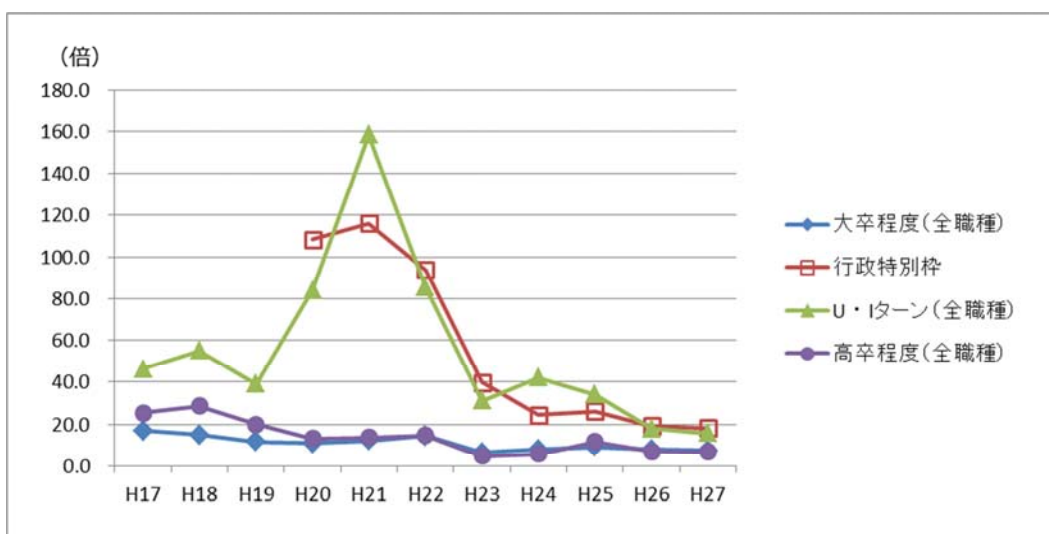
(各年4月1日採用分)



図表 3 試験別受験者数の推移



図表 4 試験別合格倍率の推移



一方で、例えば、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験については申込者数が平成25年度をピークに減少傾向にあり、また行政特別枠試験については試験日程の関係から民間や他の都道府県等の採用試験との併願者が多くみられる。さらに、本県が先駆的に実施してきたこれらの試験については、他の都道府県でも導入する自治体が増えてきていることから、人材確保における本県の優位性が薄れつつあり、今後若年層人口の減少が見込まれる中、当分の間多くの職員が定年を迎えることを考え併せれば、職員採用を取り巻く環境はさらに厳しくなることが予想される。

こうしたことから、県への就職を希望する意欲的な受験者をより多く獲得できるよう、採用活動にあたっては、引き続き、先輩職員による大学訪問、インターンシップ制度や各種就職セミナー等を活用して県の取組や職務の魅力をより積極的に発信することが必要である。また、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験においては、移住という視点から佐賀県の住みやすさについて、既採用者やその家族の声を紹介することなども有効と考えられる。

本委員会においては、多彩で優秀な人材を確保するため、任命権者と連携して募集・広報活動の改善を図りながら、任命権者が求める人材について改めて検証し、新たな試験制度の検討についても取り組むこととする。

また、人材の確保とともに育成も重要である。任命権者においては、引き続き、職員の能力を開発し向上を図る研修等を実施するとともに、特に、U・Iターン型民間企業等職務経験者試験採用者については、採用後のキャリア形成を視野に入れた育成に努めていく必要があると考える。

(2) 女性職員の登用

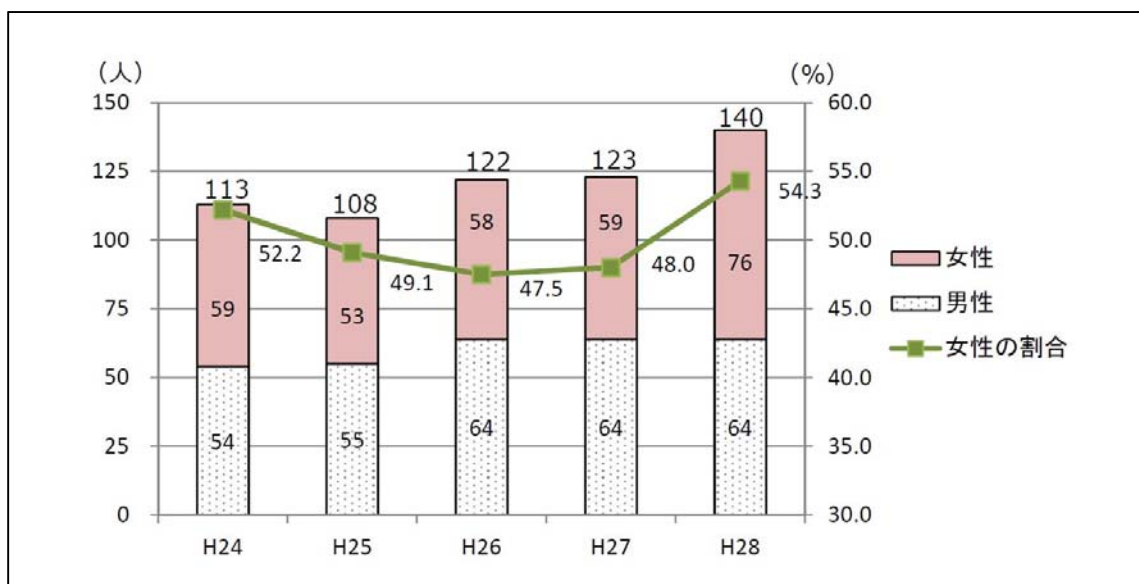
本年4月における本県の職員（臨時的任用職員、再任用職員、任期付職員及び任期付研究員を除く。）に占める女性職員の割合は38.5%となっている（報告資料第2表参照）。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された佐賀県特定事業主行動計画においては、その対象となる職員について、平成32年度までに課長級以上に占める女性職員の割合を12%以上とするよう数値目標を設定しており、本年4月現在では、9.8%となっている。

本県の管理職員に占める女性職員の割合は上昇傾向にあるが、今後も性別にかかわらず職員の能力が十分に活用されるよう、キャリア形成の支援や人材育成に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

なお、近年の本県の職員採用試験のうち大学卒業程度試験及び行政特別枠試験における最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、この傾向は継続すると見込まれることから、女性職員の出産や育児に伴う公務運営の在り方についても、検討していくことが必要と考える。

図表5 大学卒業程度試験及び行政特別枠試験の最終合格者における女性の割合



2 能力・実績に基づく人事評価制度の整備・活用

地方公務員法の改正により本年4月から、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする新たな人事評価制度が導入されたところであり、任命権者においては、制度設計、関係規程の整備、制度の試行等を進め、具体的な制度の運用に取り組んでいるところである。

本委員会においても、能力・実績に基づいた人事管理を推進することが職員の士気や組織活力の維持・向上において重要であると考えているところであり、各任命権者は、苦情対応の仕組みを適切に運用しながら、制度の公平性・透明性を確保し、その信頼性を高めていくことが肝要である。

3 勤務環境の整備

職員一人ひとりが健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、勤務環境の整備が重要である。

(1) 長時間労働の縮減及び年次休暇の取得促進

ア 時間外勤務等の縮減（教育職員を除く。）

恒常的な長時間の勤務は職員の健康の保持、労働意欲や活力の維持、優秀な人材の確保等に影響を及ぼし、行政組織の機能や活力にも係わるものであることから、本委員会は従来から時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の

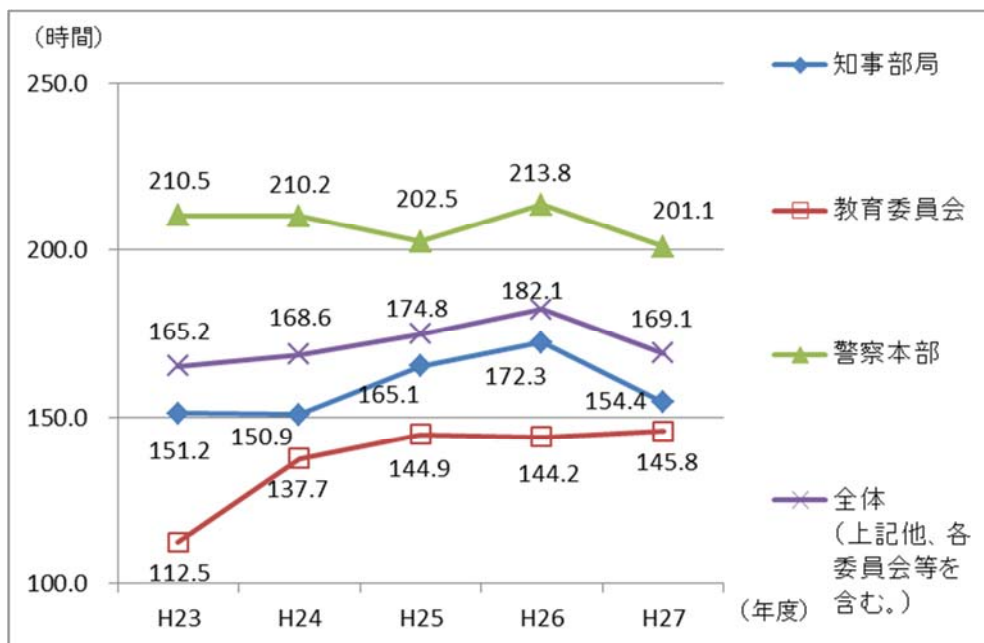
必要性を指摘してきた。

これを受け、各任命権者においては、それぞれの状況に応じて、時間外勤務等の縮減のため、ノー残業デーや原則定時退庁を前提とした朝型勤務の徹底等の取組を進めてきた。

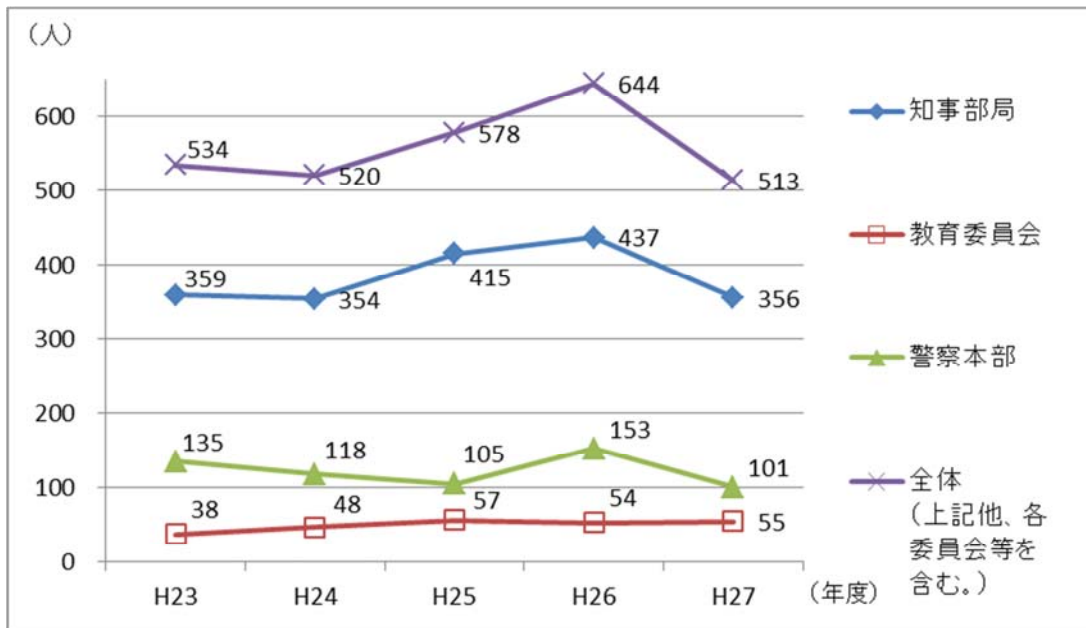
こうした取組の結果、昨年度における職員一人あたりの年間時間外勤務等の時間は、全体として169.1時間と、一昨年度(182.1時間)に比べ減少している(図表6参照)。なお、教育委員会においては、児童・生徒の減少に伴い職員数が減少していることから総時間数は減少しているものの、職員一人あたりの時間数は若干増加している。

また、年間の時間外勤務等の時間が360時間を超えた職員も全体で513人と、一昨年度の644人から減少している(図表7参照)。

図表6 職員一人あたりの年間時間外勤務等時間数の推移



図表7 年間時間外勤務等時間が360時間を超える職員数の推移



注 360時間：労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平10.12.28労働省告示）に定める1年間あたりの限度時間

任命権者は、これまでの時間外勤務等の縮減の取組を検証し、自らが強力なリーダーシップを一層発揮し、管理職員に対する意識改革、業務の徹底した見直しや業務内容・業務量に応じた弾力的な人員配置に努めるなど、引き続き職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減措置に取り組む必要がある。

なお、労働基準法第36条の適用がある事業所においては、長時間労働を抑制するため、時間外労働や休日労働を行う場合、同条に基づく労使協定（以下「36協定」という。）を締結し、労働時間の延長の限度を定めなければならないこととされている。本年4月1日現在対象となっている95事業所（知事部局44、教育委員会49、警察本部2）については、全てにおいて36協定が締結されているところである。

イ 学校現場における教育職員の長時間労働の縮減

OECD 国際教員指導環境調査（2013年度）や文部科学省教員勤務実態調査（平成18年度）では、学校現場において、長時間労働が常態化していることが指摘されている。本県においては、多忙化対策検討会を全市町で開催するなど対策が講じられているところではあるが、学校現場における職務の性格上、長時間労働の解消は他の任命権者と比べて容易でないことも理解できる。

そうした中、本年6月17日に文部科学省から、教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方策の検討結果とともに、学校現場における業務の適正化に向けた支援に取り組む旨の通知がなされた。

今後、この通知を踏まえ、優れた業務改善事例の実践や部活動休養日の設定といった具体的な改善策を講じるなど、これまで以上により実効性のある取組を県教育委員会と市町教育委員会が連携して推進していくことが重要である。

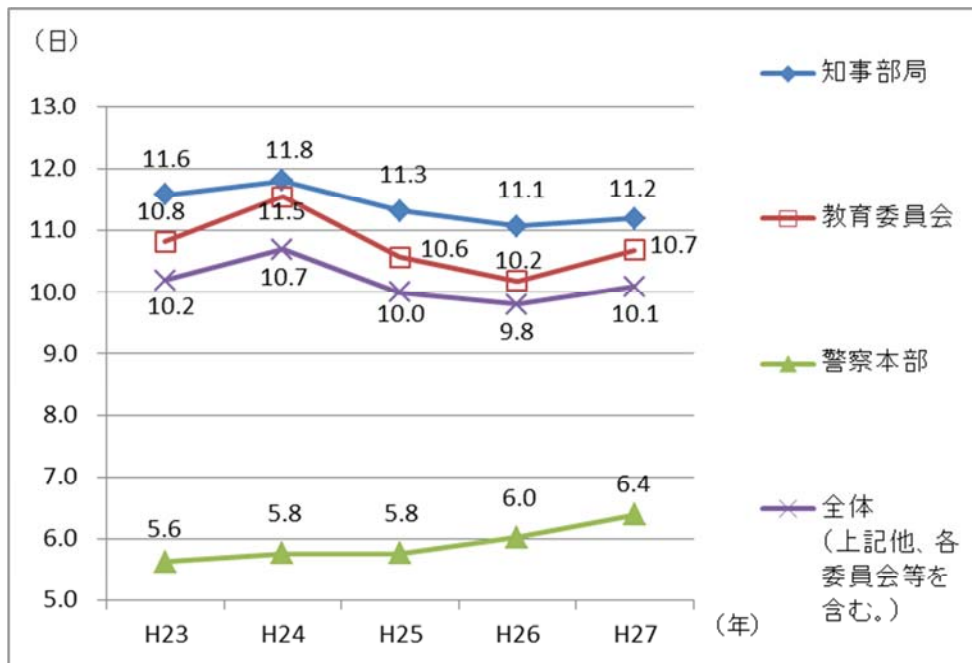
ウ 年次休暇の取得促進

昨年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、10.1 日となっており、3 年ぶりに増加した（図表 8 参照）。

年次休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという趣旨から与えられるものである。

任命権者は、夏季や連休に合わせた年次休暇の計画的な取得を促進するほか、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりなどに引き続き取り組む必要がある。

図表 8 職員一人あたりの年次休暇取得日数の推移



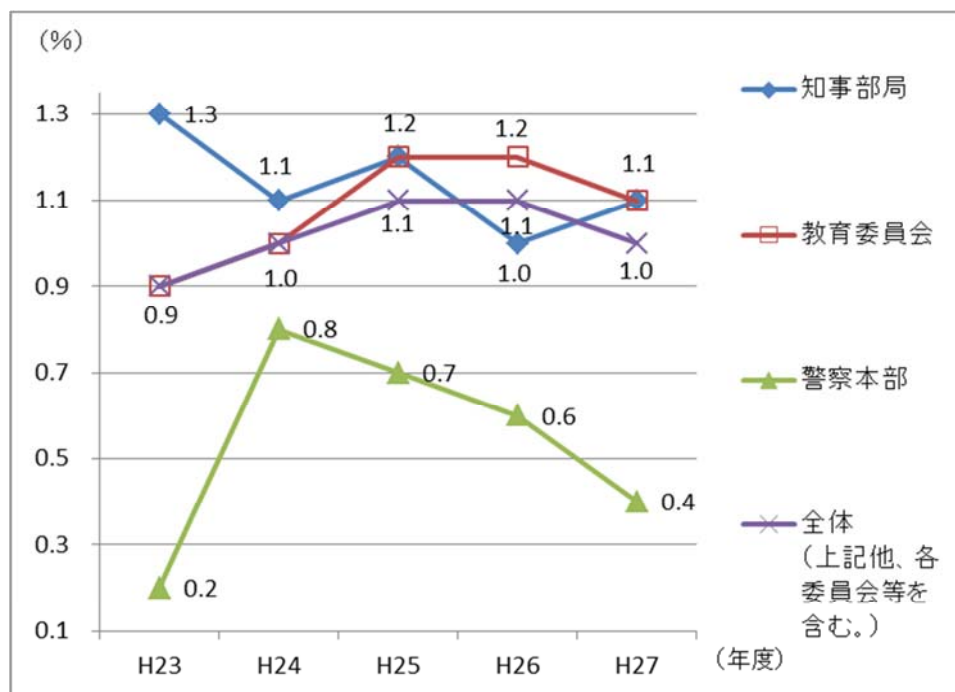
(2) 職員の健康管理

職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断、健康診断事後指導、カウンセリング等様々な取組が実施され、その内容の充実も図られてきた。

昨年度における 30 日以上の長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち心の健康の問題を理由とした者は、全職員の 1.0% (126 人) であり、一昨年度 (1.1%) と比べて若干減少しているものの、ここ数年は全職員の 1.0% 前後で推移している（図表 9 参照）。なお、長期の病気休暇取得者や病気休職者における心の健康の問題を理由と

した者の割合は、それぞれ 43.3%、72.7%にのぼる。

図表 9 全職員における心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の割合の推移



また、長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法の規定に基づき、週 40 時間を超える労働が月 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、事業者は、本人の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない。本県の昨年度の状況をみると、所定労働時間を超えて月 100 時間以上の労働を行った者のうち、面接指導が行われた者の割合は、知事部局で 89.9%、警察本部で 49.3%となっており、一昨年度に比べ増加している。一方、教育委員会についても希望者全員が面接指導を受けているとはいえ、その割合は 8.5%と依然として他の任命権者に比べ著しく低いものとなっている。

任命権者においては、まずは、長時間労働者が面接指導を受けやすい環境を整備するとともに、相談体制の充実、継続的な衛生委員会の開催など安全衛生管理の充実にこれまで以上に取り組む必要がある。

また、管理職員においては、部下の健康管理も重要な職務であることに十分留意して、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が気軽に相談できる雰囲気づくりに取り組むことにより、不調者を見逃さないように努め、不調者を発見した場合には速やかに、産業保健スタッフのアドバイスを受け、適切に対応していく必要がある。

(3) 職業生活と家庭生活との両立支援の推進

職員が男女の別なく家庭生活における役割を担いつつ、公務においても能力を十分

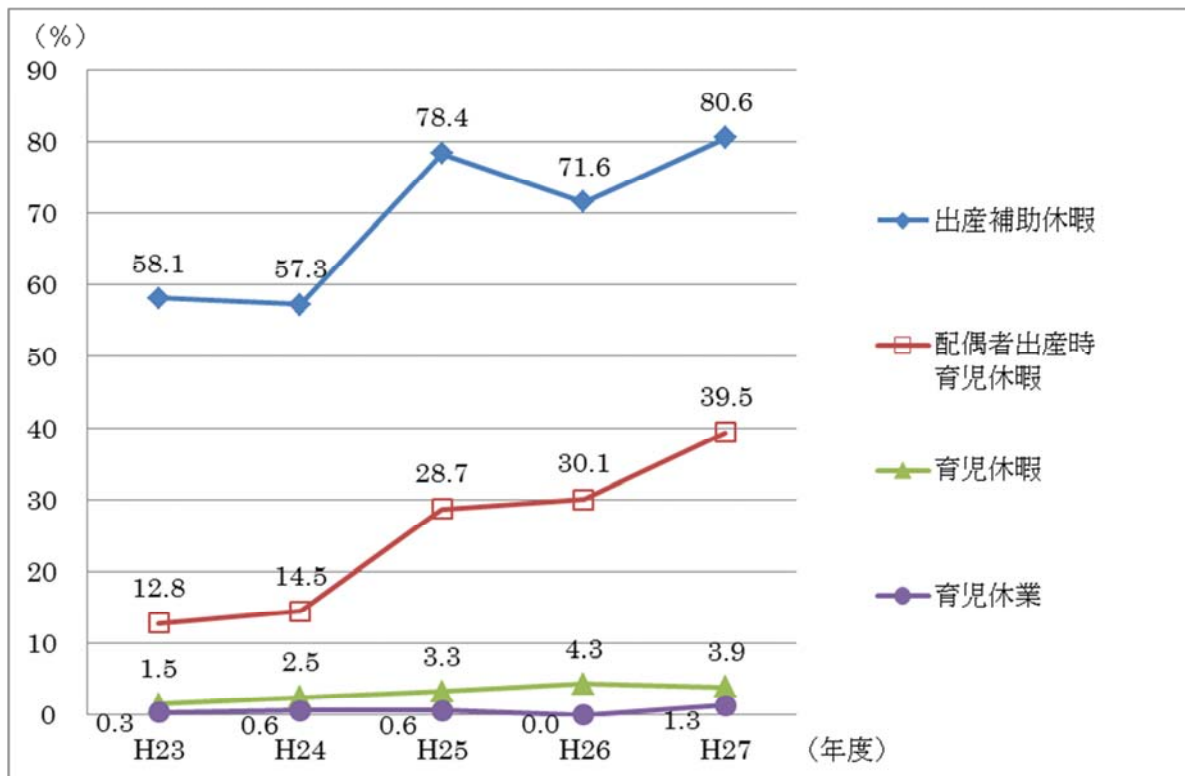
に発揮することができるよう、職業生活と家庭生活との両立支援策及び意識啓発をより一層推進していくことが重要である。

任命権者においては、これまで育児や介護に係る休暇・休業制度等の整備に取り組み、その充実を図ってきたところであり、特に、知事部局においては、ICTを活用した在宅勤務等のテレワークを推進するとともに、育休期間中・復帰後における代替職員の配置措置を講じている。

また、任命権者においては男性職員の育児参加に向け、育児等に関する休暇・休業の取得を促しているところであり、全体では、出産補助休暇については80.6%、配偶者出産時育児休暇については39.5%の取得率となっている。その一方で、育児休暇や育児休業については、それぞれ3.9%、1.3%の取得率にとどまっており、任命権者においては、対象職員への周知をさらに図るとともに、管理職員においては、男性職員が気兼ねなく取得できるよう業務分担や人員配置の変更等の措置を積極的に講じる必要がある。

なお、知事部局においては、出産補助休暇や配偶者出産時育児休暇の完全取得を目指して、所属長による子育て応援プログラムを実施していることから、その取得率は、それぞれ89.9%、88.4%と全体を上回っているところである。

図表 10 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）等が改正され、介護休暇の分割や介護時間の新設、

育児休業等に係る子の範囲の拡大等育児や介護と仕事の両立を支援していくための措置が来年1月から講じられることとなった。このことを踏まえ、人事院は、公務においても育児・介護休業法等の改正に即した措置が確保されるよう、関係法令の改正について意見の申出及び勧告を行うとともに、職員の給与に関する報告において介護時間制度の新設に伴う給与の取扱いについて言及しているところであり、本県においても、国に準じた制度の導入について検討する必要がある。

なお、国においては、本年4月から全職員を対象にフレックスタイム制が拡充されたところであり、本県においても、制度の趣旨や本県におけるこれまでのワーク・ライフ・バランスの取組状況及び国や他の都道府県の実況等を踏まえながら、同制度について引き続き検討していく。

(4) ハラスメント等の防止

職場におけるハラスメントは、職員個人の人格・尊厳を侵害するのみならず、職員の健康を害し、職員の能力の発揮を阻害するほか、職員に対する県民からの信用を著しく失墜させ、県行政の公正円滑な運営に著しい支障が生じることにもつながる行為である。任命権者においては、これまで、職員の行動指針となる佐賀県職員男女共同参画推進行動計画ガイドラインの策定やセクハラに関する全職員向けの研修を実施するなど、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止等に努めてきている。

また、職場における妊娠、出産、育児休業や介護休業等の取得等に関するハラスメント（いわゆるマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントなど）については、社会的にも関心が高まり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律いわゆる「男女雇用機会均等法」や育児・介護休業法において、婚姻、妊娠、出産、育児、介護等を理由にした不利益取り扱いを禁止する法整備がなされたところである。

さらに、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力であるモラル・ハラスメント等が新たなハラスメントとして認識されているほか、性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等が社会的課題となっている。

こうしたハラスメント等については、公務においても顕在化しない場合が多くあると考えられる。任命権者においては、職員研修等を通じた意識啓発に一層取り組むことはもとより、相談窓口を周知徹底するなどにより、良好な職場環境の整備を図っていく必要がある。

4 雇用と年金の接続及び再任用制度

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員に関しては、平成25年3月の閣議決定によって、当面、年金支給開始年齢に達する

まで希望者を再任用することとされ、併せて、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、段階的な定年引上げも含め、改めて検討することとされている。

昨年12月の閣議においては、国家公務員制度担当大臣から、本年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引上げに当たっては、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応することが適切である旨の発言があり、地方公務員についても、総務大臣から同様の要請がなされたところである。

本県においても、定年退職者のうち希望した者の再任用が行われているところである。再任用制度は職員が培ってきた多様な専門的知識・技術や経験の継承に有効である点にも留意し、引き続き、国の検討状況を注視しながら、年金支給開始年齢に達するまでの雇用と年金の接続を図る必要がある。

図表 11 平成 28 年度の再任用の状況 (人)

		計			
		知事部局	教育委員会	警察本部	
平成 28 年度再任用職員数		322	119	172	31
内 訳 1	フルタイム	174	1	142	31
	短時間	148	118	30	0
内 訳 2	継続 (平成 26 年度末以前退職)	186	81	92	13
	新規 (平成 27 年度末退職)	136	38	80	18
平成 27 年度末定年退職者総数		363	97	216	50

5 服務規律の確保

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められており、任命権者においては様々な取組を行っているが、懲戒処分に至る事例は昨年度6件（知事部局1件、教育委員会5件）となっている。こうした一部の職員による公務員としての自覚を欠く非違行為は、公務全体に対する信頼を著しく失墜させることになる。

職員においては、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の順守に努めることが肝要である。

任命権者においては、事実関係を十分に把握・分析し、再発防止のために必要な研修・啓発を実施するなど実効性のある取組を引き続き進めていく必要がある。

